

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第25号
2006. 1

目次

巻頭言

東アジアの発展と我が国の関わり方

財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫1

特集

カンボジア法整備支援

I 国際協力部教官座談会

私たちのカンボジア法整備支援.....3

国際協力部教官 三澤あずみ

同 関根 澄子

同 柴田 紀子

II カンボジア現地セミナー報告

カンボジアの法曹養成に向けて

—民事模擬裁判—

国際協力部教官 柴田 紀子33

カンボジア王国王立司法官職養成校

民事模擬裁判に参加しての感想

弁護士 木内 秀行56

国際協力の現場から

韓国から…そして、カンボジアから…

主任国際協力専門官 土屋 佳代59

ICD NEWS 2005年 記事索引65

～ 巻頭言 ～



東アジアの発展と我が国の関わり方

財団法人国際民商事法センター理事長 原 田 明 夫

去る5月に(財)国際民商事法センター理事長をお引き受けして、半年が経ちました。この間、第10回日中民商事法セミナー、日韓(司法行政)パートナーシップ研修が成功裡に開催されたほか、引き続きベトナム、カンボジア、ウズベキスタン、インドネシア、ラオス諸国との法整備支援、法曹養成支援、裁判実務研修支援等誠に多面的な事業が展開されました。私は、その都度、日本側から参加・関与された法務総合研究所国際協力部の教官・担当者、学者、弁護士の皆さんとともに、これらアジア諸国の司法関係者にお目にかかり、親しく歓談する機会を得て、発足後10年を迎えた国際民商事法センターの活動が多くの方々のご協力のお陰で、着実に進展していることを実感させて頂きました。

特に、近年中国との関係が政治的にいささか緊張した状況にある中で、9月に東京と大阪で開催された日中民商事法セミナーは、誠に印象深いものでした。テーマは、会社法制の中でも複雑な法令と実務の交錯する企業再生・倒産等に関するものでしたが、日中両国の学者、実務家の参加者が極めて内容のある議論を展開して頂き、相互に関係を深めている両国の経済面での発展を支える法律関係者の相互理解も、次第に円熟しつつある一面を感じる事が出来ました。会議の中身もさることながら、今回中国側から、国务院国家発展改革委員会の朱之鑫副主任が来日されたことは、今後大きな意義を持つことになると思われました。もともと、このセミナーは、当財団発足後間もない平成8年5月に、故伊藤正前会長が、国家発展改革委員会の前身である国家経済体制改革委員会の要望を受けて、訪中ミッションを率いて北京に赴き、日本企業の経営ノウハウ全般についてのセミナーを開催したことがきっかけとなり、同委員会の李鉄映主任(現全人代常務委員)との協議を経て、当財団と中国とのプロジェクトとして開催されることになったもので、当時の洪虎副主任が担当者に指名され、今回が10回目となったものです。朱副主任は、現在の中国政府で長期経済計画策定の実質的な責任者として重要な役割を果たしている極めて多忙な方ですが、従来を経緯を踏まえて今回のセミナーの機会に来日し、いくつかの日本企業を視察訪問されたほか、名古屋万博会場も視察されました。この間私は、当財団の宮原賢次会長とご一緒に懇談の機会を得たほか、大阪では、くつろいだ形で道頓堀の鋤焼きを共にして、親しく懇談することが出来ました。私は、朱副主任が、経済問題を中心に中国の現状について、たちどころに具体的な数字を上げて明確な話をされることは当然として、折に触れて中国文化の古典からの引用をされるなど教養豊かで懐の大きな方だと感心しつつ、今更ながら、この10年の間にこのルートでの

友好の縁に基づく中国政府との関係を育てて来られた当財団と法務省、学者、弁護士の関係者の皆さんのご努力に感謝し、今後ともこのセミナーを大切にしなければならないと思いました。

こんなことを考えたのも、我が国は、いわゆるバブル崩壊後十数年にわたる経済停滞の中で、少子化高齢社会を迎えて社会情勢も多方面で問題を抱え、ようやく経済的にはやや回復の兆しが窺えるものの、今後どのような国造りを目指して、国際場裡でどのような関係を求めるかについて明確なビジョンを描けず、若い世代に未だ夢と希望を与え切れていない実情にあると言わざるを得ないからです。同盟国アメリカは、9/11同時多発テロ事件の後、イラク戦争の経緯に手を焼きながら、何かものに憑かれたように強力な軍事に頼りつつ、一国単独主義的な傾向を辿り、我が国及び欧州の同盟国にも多大の戸惑いを与えている一方、中国は、東アジアのみならず全世界で外交攻勢を強めて、独自の主張を展開し、我が国は近隣なかんづく中国および韓国との政治的対話を進めることが出来ない状況にあります。ヨーロッパ共同体に対する東アジア共同体という言葉が踊っていますが、その受け取り方は国々によって正に同床異夢であり、いわゆる歴史問題という極めて困難な課題を抱える我が国は、まさに重大な岐路にあると言わざるを得ないと思うのです。

私は、日本の地政学的位置関係からして、二度と悲惨な戦争を起こさず、巻き込まれないようにするためにも、我が国の国際的立場は、「対決と排他」の原理ではなく、「和解と包摂」の原理によるのでなければならないと思います。とりわけ、中国と韓国との関係では、あらゆる場面での努力を傾注し、東アジアにおける平和と発展を図るために、不可避的に影響を受けるグローバル化に対しても、ヒト・モノ・情報の迅速化による利益を「非搾取・非差別」の立場で最大限平等に享受出来るよう還元し、「共存・共生・協働」の原理に基づく関係を模索すべきだと思います。

このような観点からしても、我が国際民商事法センターのお役目は誠に大切だと認識しています。法務省、最高裁、弁護士会、学会、会社法務部等の幅広いご支援の下に、この十年間続けてきた活動の軌跡は、東アジアを中心に経済活動の基盤整備を進めるために、法整備や専門家養成支援から韓国とのパートナーシップ研修、さらには中国との間の専門家による対等のセミナー開催など、我が国の対外経済協力の下支えとしての共通する法原則の探求と相互理解の進展という地道ながら極めて重要な分野での着実な努力を示していると考えています。

関係各方面の皆様は今後更なるご理解とご協力をお願いしたく、センターとしても精一杯努めて参りたいと存じます。

～ 特集 ～

カンボジア法整備支援

I 国際協力部教官座談会

私たちのカンボジア法整備支援

はじめに

カンボジア法整備支援においては、民法作業部会と民事訴訟法作業部会とが中心となり、民法及び民事訴訟法案の起草支援を継続してきました。その結果、両草案が完成し、近々、成立が期待されています。

これらの法律の成立後、カンボジア法曹界の課題は、全国の司法関係者にこれらの法律の内容を普及させ、特に、裁判所において、適切で妥当な民事裁判を実現させることでしょう。しかし、新法の成立は、カンボジアにとってまさしく民事裁判制度の大変革であり、多くの裁判官にとって、新しい民事裁判のあり方を理解することは容易ではありません。

加えて、カンボジアにおける法学教育や法曹養成制度は未だ十分でなく、カンボジア政府は、裁判官と検察官の質的向上を目指して、2003年11月、王立司法官職養成校を開校させたものの、講師は現職裁判官や検察官がパートタイムで務め、十分な教材もなく、裁判実務を効果的に指導するためのカリキュラムもない状態です。

そこで、法務総合研究所国際協力部は、JICAと協力しつつ、2004年2月以降、司法官職養成校に対する民事裁判実務教育に関する支援を検討し、実施してきました。当部のカンボジア担当教官3名が、繰り返し同養成校にJICA短期専門家として派遣され、同養成校の教官等をカウンターパートとして、民事第一審手続マニュアル、民法演習問題と講義案の作成、これらを用いた民事カリキュラムの策定を支援するとともに、同養成校第1期生を対象に民事模擬裁判を実施して新手法のあり方を紹介するなどしてきました。そして、2005年11月には、JICAカンボジア事務所所長と同養成校の上位組織である王立司法学院の院長との間で合意文書(RD)が取り交わされて民事教育改善プロジェクトが正式に開始され、2006年2月には、当部のカンボジア担当教官のうち1名がJICA長期専門家として派遣される予定です。

当部のカンボジア担当教官3名は、それぞれバックグラウンドが異なり、国際協力部に配属された経緯も異なりますが、このプロジェクトについて、あるときは一人で悩み、あるときは皆で頭を寄せ合い、またあるときはメールや電話で日本とカンボジアの距離を乗り越えて相談し、協力してきました。

この座談会は、そういう日々の仕事ややり取りのなかで、3名の教官それぞれが感じたことや考えたことを、思いつくままに語り合ったものです。

- 1 年月日 平成17年11月11日（金）

- 2 場所 法務総合研究所国際協力部

- 3 参加者 国際協力部教官 三澤あずみ
同 関根 澄子
同 柴田 紀子
法務省広報企画アドバイザー 渡邊 文幸（インタビュアー）

- 4 座談会内容
 - I カンボジアとの出会い
ある日偶然に
夕暮れの川べりで
クメール語にない「残業」

 - II 法整備支援ということ
分からない判決書
いっしょに考える
トレーナーズトレーニングとは

 - III カンボジアで考えたこと
「汚職」の問題
ドナー間の調整
見返りを求めない支援
先輩の励まし

 - IV 楽しみと苦勞と
いっしょの作業は楽しい
しんどさとやりがい
子どもの姿と虐殺の記憶

I カンボジアとの出会い

ある日偶然に

(渡邊) 最初に、私とくカンボジアとの出会い>をお聞きしたいと思います。みなさんがこれまでにやってきた仕事を、自己紹介を兼ねて話してください。それからカンボジアに行つての印象も併せてお願いします。三澤さんからいかがでしょうか。

(三澤) 私は、以前、『研修』誌に書いたとおりですけれど、希望して国際協力部に配属されていて、その理由は、アジ研（国連アジア極東犯罪防止研修所）の研修で初めて東南アジアの司法が抱える問題の一端に触れてびっくりしたということですね。そのときは別にカンボジアに行きたいという気持ちは全然なかったのです。

ただ漠然と東南アジアの司法制度であるとか、法整備支援であるとかそういうものに関わってみたいと思っただけで、とくにカンボジアに特定して考えていたわけではなかったのです。アジアの法整備支援自体は自分の希望でやりたいなと思いましたが、カンボジアに関わったのは、言ってしまうと当部でそのときにカンボジア担当が誰もいなかったために私が行くことになったというわけです。

(渡邊) こちらに来られる前は神戸地検姫路支部にいらしたのですね。

(三澤) 神戸地検姫路支部にいたころに、アジ研研修の研修員として、府中のアジ研で2か月くらい過ごしました。そのときは刑事司法コースだったので、東南アジアやアフリカ、南米から裁判官、検察官その他刑事司法関係者が来ていて、汚職であるとか、法律情報へのアクセスの難しさであるとか、日本からすれば、なぜ裁判官が最新の六法を持っていなくて裁判ができるのかしらというような、あっと驚く状況を聞いたのがきっかけです。だから当時は、私はラオスの方に興味があったのです。アジ研研修のときに、ラオスの司法省の方が来ていて、すごくいい方だったんですよ。

(柴田) 一般的には、ラオスってどこ？という感じですけども（笑）。

(三澤) そう（笑）。あえてピンポイントで挙げるなら、最初はむしろラオスに興味があったのですけれど、先程も言いましたが、当時カンボジアの担当が空席だったので新しく来た私がやることになりました。最初にカンボジアに行ったのが1年目の秋、つまり2003年9月に今私たちが取り組んでいる法曹養成プロジェクトではなく、民法・民訴法起草プロジェクトの関係で現地調査のために2週間くらい行って、プノンペンと地方で聞き取りをしました。それがカンボジアを訪問した最初ですね。

(渡邊) 初めてカンボジアを訪れたときには、どんな印象を受けましたか。

(三澤) その前の4月にラオスに一週間くらい行ってたせいもあって、司法制度はさて置き、町並みとかに驚くということは無かったです。そのときは幸いプノンペンだけではなくて、バタンバンというカンボジア第三の都市でも調査をする機会があって、首都と地方との格差は日本以上に大きいことなどを感じました。そのときはほんとうに駆け足であちこち聞き取りをしたり調査をしたりしていました。

(渡邊) この辺はポル・ポト時代の後遺症、例えば対人地雷とかはどうでしたか。バタン

バンとか、そういう地方に地雷はなかったのですか。

(三澤) プノンペンからバタンバンまで300キロくらいあるのですが、その300キロを自動車で移動しました。朝暗いうちに出て、昼前に着いたので5時間か6時間くらいかかりました。道は全部舗装道路だったのですが、いっしょに行った方、その方はカンボジアが長いのですが、その方は相当道はきれいになったと言うのですけれど、私から見るとほんとうに道路だけが舗装されていて、その他はドロドロのぐちゃぐちゃという感じでしかなかったです。



みさわ 三澤 あずみ

法務総合研究所国際協力部教官
1996年東京地方検察庁検事
2003年から現職
カンボジアには、JICA 短期専門家として
3回派遣されている。

そのとき、それこそ地雷の話が出たのですが、道路が走っている所は大丈夫らしいです。道路を作るときに除去したので。しかし、途中でトイレに行きたくなったときに、道路を離れて草むらに行こうとすると、運転手さんから「奥は地雷があるからあんまり奥に行っちゃ行けない」と言われたとかそういう話は聞いたことがあります。

(渡邊) 関根さんは、国際協力部初の裁判官からの教官ということですが。

(関根) 私は、04年に国際協力部に来て、それまでは大阪地裁におりました。それまでこの部の教官は、検察官と法務省本省の民事局の方で、裁判官から教官になったのは私が初めてなので、内示をもらったときは国際協力部が何をするとところなのか、よく分からなかったのです。実は私は、このような部署があることは少しは知っていました。どうしてかと言うと、ほんとうに偶然なのですが、大阪地裁に、以前、田内前部長といっしょに仕事をした裁判官がいて、その裁判官あてに田内前部長からセミナーの案内が送られて来ていました。そういったつながりで、この部署のことを聞く機会があったのです。

ちょうどそのころ大阪地裁では、判事補が海外司法制度を勉強するための会があって、その裁判官と私、その他何人かでその幹事をしていたのですが、その裁判官のアイデアで、欧米に留学した裁判官ばかりではなく、国際協力部で研修を受けている開発途上国からの研修員を呼ぼうということになりました。というのは、偶然、京都大学に来ていた韓国の裁判官に話をさせていただく機会があり、そのお話が面白かったのでやはり外国の法曹の話聞くことが有益だという地盤があった中で、国際協力部に来る外国人を呼べば興味深いのではないかということになって、それで一度招へいすることになりました。

ベトナムの第一回法曹養成研修の研修員が大阪地裁を訪問したときに、夕方4時から約1時間、その研究会用に枠を取っていただき、ベトナムの研修員と大阪地裁

の裁判官との懇談会をしたことがありました。それでこの部があるのは知っていたのですが、何をやる部なのかはよく知らなかったのです。この部に裁判官が教官として行くということはそれまでなかったため、びっくりしたという感じです。

私は裁判官出身の教官として、特定の国を担当するというのではなく、各国に広く浅く関与するという形を前提として始めました。つまりカンボジアだけを担当するのではなく、判決の書き方や民事裁判の運営など、裁判官としての実務経験が必要不可欠な領域の支援に関与するというやり方でやっています。

(三澤) 04年4月に関根さんがこの部に来たときには、私はちょうど日本にいなかったのです。

(関根) そうですね、三澤さんは、この法曹養成プロジェクトをどのような中身にするかとい



せき ね すみ こ
関根澄子
法務総合研究所国際協力部教官
1996年浦和地方裁判所判事補
2004年から現職
カンボジアには、JICA 短期専門家として3回派遣されている。

いう調査のため、6か月間カンボジアに行っていました。その調査の結果、それをプロジェクト化して継続的に支援しようという方向で検討を始めていて、そうすると次にまた誰かがカンボジアに行かないといけないという問題がそのころ既にあったのです。着任後すぐにカンボジアに行ってもらえるかもしれないと言われました。そんな感じでした。

夕暮れの川べりで

(渡邊) 現地カンボジアに行かれて、最初の印象はどうでしたか。

(関根) 最初に行ったのが、その年の7月ころだったのですけれども。そのときは、ラオスのプロジェクトに判決書の改善指導セミナーというのがありまして、他の先生といっしょにラオ

スに行っていました。その帰りに、秋ころからカンボジアに行くかもしれないから、三澤さんがいる間にちょっと様子を見てきたらどうかということで行ったのです。だからラオスに10日間くらいいた後に、5日間くらいカンボジアに行きました。

カンボジアの印象ですけれど、ラオスは人口も少なく静かで、車もあまり見ないし、たまたま走っている車の速度も遅くて、時間が止まったようなところなのですが、ここからカンボジアに行くとカンボジアが大都会にみえました。結構賑やかで車も通っているし、普通で走っているし、人も多し、ラオスは国全体で600万人くらい、大阪より人口が少ないですね。首都のビエンチャンは50万人くらい？5,60万人ですよ？

(三澤) プノンペンで120万人くらいだから。

(関根) そう。ざっと考えても倍くらいなので、すごく大都会だと思ってしまいました。

(三澤) 結局ラオスが田舎だったと (笑)。

(関根) そういうことです (笑)。でも車のことで言うと、私は04年7月にカンボジアに行った後、再度11月から半年間カンボジアに行っているのですけれど、その4か月間で既に車が増えていました。

(三澤) 私も2回目に行ったときに、1回目よりも車が増えたと思いました。バイクの数も増えて、しかもスピードが速くなっているし、危険運転も増えていました。

(関根) 最初は信号がないのにも驚きましたね。カンボジアもラオスもほとんど信号がないんです。でもカンボジアはだんだん信号が増えてきている。開発途上というと、都市としての機能がまだできてないようなイメージで、それこそカンボジアという、地雷があるからまともな都市が構築できないような密林のイメージじゃないですか。でもそれは全然違いました。びっくりしました。

(三澤) でもプノンペンだけなんですよ。

(関根) ちなみに今朝のニュースでプノンペンが出ていましたね、NHKの「アジア&ワールド」というコーナーで、原油が値上がりしていてバイク通勤が大変だから、ソーラー自転車を作って売っている人が出ていました。そういうたくましさがあるという話でした。

(渡邊) 柴田さんは、高知地検からこちらに来られたのですね。

(柴田) 私も法務省にしながら、国際協力部のことをほとんど知らずにいました。私は刑事事件をやりたくて検事になったものですから、主に民商事を扱っているこの部の活動



しば た のり こ
柴田 紀子

法務総合研究所国際協力部教官
1998年東京地方検察庁検事
2005年から現職
カンボジアには、JICA 短期専門家として1回派遣されている。2006年2月から長期専門家として派遣予定。

は、関心の外だったのです。元々、海外に行ってみたいという希望はあったのですが、それも頭に描いていたのは先進国であって、開発途上国に行くことを考えたことは全く無かったのです。05年4月に辞令をもらって国際協力部に配属されときには、アジアだし民商事だし、正直言って躊躇(ちゅうちょ)しました。

(渡邊) その後の6月に模擬裁判で初めてカンボジアに行かれたのですね。

(柴田) 私の印象も関根教官と同じで、空港がとてもきれいですし、街もきれいだと思いました。道路も広く、交通量もすごく多い。用事があるとはとても思えないのに、みんな楽しそうにぶらぶらと歩いていて、夕方になるとトンレサップ川の川べりなどで楽しそうにしゃべっている。カンボジアにはこれといった娯楽がないせいだろうと思

われるのですけれど、とにかくみんなたくさん外にいますよね。だからとても活気を感じたのです。一般的にカンボジアに対して持たれている地雷とか貧しさとか、そう

いうイメージとは全く違っていました。

(渡邊) それなりにみんな生活を楽しんでいるという感じですか。

(柴田) 楽しそうですね、プノンペンの人たちは。

(三澤) 生活はどこでも楽しいのだと思う。日本の尺度で測るから、貧しいし娯楽もないと思うけれど、たぶんどんなどころでも楽しいのですよ、生きていくということ自体が。

(柴田) 私は、模擬裁判を実施するためにカンボジアに行ったときに、プロジェクトのアシスタントに同情されたことがありました。というのはカンボジアではお昼休みが正午ころから2時ころまでと長くて、みんな家に帰ってご飯を食べるのです。日本はどうかと聞かれて、日本ではお昼休みに家に帰ったりしないし、お休みも1時間しかないと答えたらすごく驚かれて、誰が昼食代を出すのだとか、いつ昼寝をするのだと随分同情されました。

(三澤) カンボジアに半年くらい行って日本に帰ってくると疲れます。まず電車が嫌ですね。電車通勤が耐えられなくてすぐにタクシーに乗ってしまう。それにカンボジアに行くときハンモックはすばらしいと思ってしまいます(笑)。寝るとき布団だと暑いし、だからといって床に寝ると体が痛いじゃないですか。

(関根) みんな家の中でもハンモックですよ。

(三澤) 家の中にハンモックを吊るための器具まで売っている。ハンモックだと涼しいですよ。

(柴田) そういう意味ではほんとうにみんなゆっくりしている。

(渡邊) カンボジアと日本、どちらの生活が豊かなのか貧しいのかという感じですね。

(関根) とくにカンボジアなどのメコン川流域は食べることに困らないから余計にそうなのでしょうね、食べることに困っている国ではそうはいきません。メコン川流域のラオスもそうですが、基本的にお米は年に2回も3回も穫れますし。

(柴田) 川で魚も採れるし。

(三澤) 果物もおいしいし。

クメール語にない「残業」

(渡邊) カンボジアにおける女性の権利とか社会進出についてはどうなのですか？

(三澤) カンボジアでは女性の社会進出は遅れていると思いますね。土壌としてはベトナムやラオスも元々は同じでしょう。日本もそうですが、割と男尊女卑の風土があると思うのですが、ベトナムやラオスは社会主義国になったので、意識的にそれではいけない、社会主義国たるもの、人民は男女を問わず社会参画すべきだということなのでしょうけど、カンボジアは、ずっと昔の男尊女卑が残っていて、とくに欧米から見ると許せないくらい社会進出が遅れているようですね。

(渡邊) 王立司法官職養成校一期生の方の中には女性がいますね。

(三澤) 私たちが取り組んでいる支援プロジェクトの対象機関である王立司法官職養成校には、55名の一期生がいて、その中で女性は6名ですから、1割ですよ。日本はい

ま3割くらいですよ。

(柴田) 修習生ですね、3割はいるでしょうね。

(渡邊) 官僚などはあまりいないのですね。



わた なべ ふみ ゆき
渡 邊 文 幸 (インタビュアー)
法務省広報企画アドバイザー

(三澤) あまり大勢はいないですね。これまでの社会の風土として、男性は外で働く、女性は家庭を守るというのがあるようですね。

(関根) お店などにはいますけれどね。

(三澤) お店とか畑は家内産業ですから。

(渡邊) 人口構成がいびつになったりはしていませんか。ポル・ポトによる虐殺があったりして。

(関根) いまの40代、50代が少ないのではないのでしょうか。他の国で現在リーダーになっている世代の人が少ない。

(三澤) そう聞いたことがあります。50代だとまさしくポル・ポト時代の真最中に20代を過ご

した人たちですね。

(渡邊) 話が少し前後するようですけど、カンボジアには娯楽はほとんどないという、あるのはどのような娯楽なのですか。インドだと映画がありますね。

(関根) タイで作っている映画を上映している映画館はありますが、自分たちで映画は作ってはいないようですね。

(三澤) 一番の娯楽はテレビです。

(関根) あとはラケットではなく足で打つバドミントンでしょうか。

(渡邊) 夜などはどうなのですか。繁華街なんかはあるのですか。

(三澤) カラオケ。

(関根) 外国人相手のバーであるとか、ディスコですかね。

(三澤) 日本みたいに、普通の人が仕事帰りに居酒屋で酒を飲むということはないですね。

カラオケやディスコはあるにはありますが、外国人相手だったり、カンボジア人の中でも相当裕福な人を対象にしたりしているのではないかと思います。

(関根) 普通の人、やはり川べりで集まって夕涼みをしたり、バイクを乗り回したり。

(渡邊) 朝は早いのでしょうか。何時くらいから動き出すのですか。

(関根) 早いですね。日が昇る前に農作業を一仕事するようです。

(三澤) 夜明け前から動いています。その方が涼しいし、あの炎天下ですから。一番暑いときは摂氏35、36度を超えていますよね。

(関根) ただ暑いだけではなく陽射しが強いので、日の高い時に外にいたら、体に負担がかかる。だから昼休みを長くして昼寝をして、農作業などもその時間は一切しないのでしょうか。

(三澤) 合理的ですよ。

(関根) オフィスも朝が早いですよね。8時とか7時半とかからですから。

(渡邊) 夕方は何時ころまで仕事をしているのですか。残業などはするのですか？

(関根) 5時ころ。ごくごく一部の人はやっていますが、「残業」というのは) 一般的観念としてはないです。

(三澤) 日本だと午後のほうが仕事をする時間が長いのですが、カンボジアは逆ですよ。午前中に仕事が進みますよね。残業はしませんね。「残業」「休日出勤」、クメール語にそういう単語はないと思います。

(渡邊) 日本人の観光客はやって来るのですか。

(三澤) プノンペンではほとんど見かけないですね。かろうじて大学のお休みの時期に若いバックパッカーを見かけますが、それもこれからシェムリアップに行きますとか、シェムリアップから来ましたという感じで、シェムリアップの方が優先順位が高いみたいです。

(渡邊) ガイドブックもないし、旅行会社のパンフレットにもないですよ。旅行者はプノンペンを素通りという感じですね。ベトナムとセットになった旅行が多いのでしょうか。

(三澤) でも海外旅行誌「AB-ROAD」(エービーロード)の新しい号にカンボジアが出ていました。シェムリアップに行くと日本人観光客のあまりの多さにびっくりします。

(関根) 「ベトナムとアンコールワット」というのを見たことがあります。なぜ「と」なの？と思いましたけれど。シェムリアップは、ものすごく観光に力を入れていますね。ここは、アンコールワット観光の拠点となる街で、カンボジア人の日本語ガイドがたくさんいるのです。日本語が上手ですよ。



法務総合研究所国際協力部セミナー室
(大阪中之島合同庁舎4階)

(渡邊) その人たちはどこで日本語を勉強しているのですか。

(関根) カンボジア国内で勉強しています。

(三澤) シェムリアップにはとくに日本人観光客が多いので、カンボジアの若い人は観光関連の職につきたいようで、プノンペンでも日本語学校はいくつか見かけますね。

(関根) プノンペンにいたころ、スーパーマーケットで日本語のひらがな練習帳を持って歩いている男の子とすれ違って、目が合ったら向こうもうれしそうでした

ね(笑)。中学生くらいの男の子でした。

(渡邊) 日本の企業関係者はいるのですか。日本人会などありますか。

(関根) 開発関係がほとんどですね。ダムを作るとかそういう事業だけで、純粋な民間の事

業はほとんどないです。(日本人会は) ありますよ。

(三澤) 国際協力機構 (JICA) 関係者とかですね。カンボジアは JICA も力を入れている国なので、そういう意味でも日本人が多いですね。

(関根) 支援開発の関係者が結構たくさんいますね。

II 法整備支援ということ

分からない判決書

(渡邊) では次に<法整備支援>に移りたいと思います。カンボジアでは、準備フェーズを経て、本格的な法曹養成支援プロジェクトが立ち上がったということです。法整備支援とは、一体どういうことなのでしょうか。

(三澤) 法整備支援が何かというのは定説をみていないのですが、抽象的に言ってしまえば、開発途上国における司法制度の構築を支援するということだと思います。代表を一つ挙げれば、現在カンボジアでも行われている起草支援です。しかし、私たちは3人とも立法経験がありませんから、起草支援ではなく裁判実務改善支援と法曹養成支援ですね。

(渡邊) 具体的にはどのような仕事なのですか。

(三澤) カンボジア支援に限ったことではないですが、関根さんが主に取り組んでいる判決書の改善ということが、一つ大きい内容ですね。

(関根) 分からないのですよ。判決を読んでもなぜその結論に至るのかが。

(渡邊) なぜ分かりにくいのですか。

(関根) なぜ分かりにくいのか。まず無駄なことが書いてあって、肝心なことが書いていない。どのような証拠に基づきどのような事実を認定したのか、どのような法律を適用したのか、当事者の言い分が対立する点でどちらの見解を採ってどちらを採らないのかという、その理由がきちんと書いていない。結局、判断の過程がよく分からないのです。

(三澤) 印象で判断している感じがありますよね。日本だと、民事も刑事も、この要件に当てはまるかどうかとか、この要件を備えているかどうかということを実分析的にやって、その集積としてこの結論だと考えるのだけれど、印象に走っているような。

(関根) 法律というものが定着していないのだと思います。法律そのものも使いにくいものになっていますし、不備ですし、例えばある条文の適用場面なのかどうかというのも、まさに一つ一つの条文を解釈した上で事実関係に当てはめることができるかということを考えなければならないのだけれど、そういう発想ではないのですね。法律の条文の文言に当てはまるかどうかという解釈をしないので、きちんとした理由にならないのです。カンボジアの場合、きちんとした法律がないということも原因の一つですよ。

(三澤) そもそも判断の拠りどころである成文法がないので、それを解釈したり、事実関係にあてはめたりしようがないということですね。

(関根) それと紛争というもののとらえ方が全然違いますね。日本では、裁判というのは法律を適用して解決するというので、法律的な権利があるかどうかの判断をするというふうになく考えているのですけれど。ベトナム、カンボジア、ラオスでは、ある当事者がもめていたら、その周辺の人も含めた全体的な解決をしなければならないという発想が強くあります。

(三澤) 国家が国民の利害に関係する事柄を決めてあげないといけないという考えがあるようです。

(関根) 例えば、日本でもよくある賃料を払わないから家を出て行けという争いなら、賃料不払の事実があるのかどうかを判断して、ほんとうに払っていなかったら契約解除によって出て行く。その出て行くのか行かないのかだけを判断するのが日本の裁判ですよ。それが、ベトナムの例ですが、被告が出て行った先にどこに行くのかまで裁判で決めてあげないといけないのです。

あるいはこれはカンボジアの例ですが、ある土地を不法占拠している者を被告として土地の明渡しを求めている裁判の判決書をみると、被告が土地を明け渡さなければならないのかという判断ではなく、原告と被告はその土地を仲よく半分に分けなさいとあるのです。逆に彼らからいえば、出て行ったらどこに行けばいいのか、それを決めてあげない日本の裁判は不親切ではないかと。日本のやり方が非常に奇異にみえるようですね。

(三澤) 日本でも、最終的には公平な結論となって、全体で見れば穏当な解決が図られるようにももちろんなっているのですが、一つの裁判手続だけで最終的な解決まで図らなければならないとは考えませんよね。事案によって、別訴で解決されたり、裁判以外の方法で解決したりする。

(関根) 例えば日本の場合、当事者がある事実を認めれば、客観的な証拠関係とあつていなくてもそれを事実として認めなくてはならないという自白というルールがあるので。そうするとAさん(原告)が被告に対して私の土地ですから出て行けといって、被告がそうですこの土地はAさんの土地ですと認めたら、その土地は原告の土地と認定されるのですよね。ところがほんとうはCさんのものだったりするのです。

証拠を調べれば分かるのですが、でも日本の裁判ではこの場合、証拠を調べてはいけないから、ほんとうは違ふとしても、その自白どおりの事実を認めなければならない。このことをラオスの研修で話したことがあるのですが、彼らには衝撃だったようです。

社会主義国は、土地を国家が管理していますから、そんなものに対して当事者間の自由な処分、しかも実体的真実と合わないことを自白によって認定してしまうことが可能な法律制度というのは、正義に反しておかしいと考えられるのです。

その場合どうなるのだ、Cさんはどうなるのだと彼らは言うのです。それは別訴で、解決するのですよと説明するのだけれど、なぜそんな手間をかけるんだ、Cさんは悪くないのにかわいそうじゃないかと言うのです。

(三澤) そうした国々では、広い意味の規範と法規範とが分かれていないのも特徴ですね。つまり道德規範も法規範も混同していて、かわいそうとかこの人が一番悪いのといった感覚に引きずられてしまう。

(関根) そうした国々の裁判には、一番悪い人を被告にする傾向がみられます。ある人をだまして家を買って転売してしまったとしたら、その家を取り返すためには転得した人に返せと言わないと、いくら間に入った人が悪くても、その人は家は既に持っていないので返すことができないのに、だましたその人に向かって返せと言ったりするのです。



(カンボジア プノンペン市内)

(三澤) 生の意味での悪い人をやっつける。可哀想な人を保護するというのが強くて、理屈では話にならないことも多いですね。

いっしょに考える

(渡邊) 判決に関して言えば、日本では書面審理が中心であり、判決が非常に精密で詳しいといわれます。これに対し、カンボジアでは慣習や経験則を積み上げているということで、矛盾はありませんか。

(関根) 日本の判決書が世界的なスタンダードなのかというと、そうではないと思うのです。日本ほど民事も刑事も緻密にやっているところはなく、逆に言うと、そこまでの必要があるのかという疑問もあると思うのです。日本の判決書が、カンボジアや対象国の風土に合っているのかというと、恐らくあっていないと思うのです。

ですので、結局私たちは日本の実務しか分からないので、日本の実務はこうしているということしか基本的には教えられないというジレンマがあるのです。私たちは、ベトナムやカンボジアが、日本の実務どおりやればよいと思っているわけではないですし、証拠の評価の方法にしても日本の慣習・慣行でしていることであるので、それをそのまま彼らができるとも思わないし、するべきだとも思いません。

カンボジアで一般に裁判を受ける人たちが、日本のような細かい証拠分析に基づいた理由の説明を求めているとも思いません。また詳しい判決書は、書く方も読む方もそれなりの文章理解能力や識字率がないといけないといった問題もあります。

日本の場合は弁護士がつくことが多いので、裁判官と弁護士、あるいは検察官もそ

うですが、裁判が法律家同士の問題、判決書がこれらの法律家向けになっているというところがあります。カンボジアのように基本的に弁護士が少なく、当事者だけで裁判をしているところで、日本式を教えていくことは、必ずしも有益ではないと思います。

だからといって違う方法を具体的に教えるのも難しく、日本ではこうだけれど、あなたたちの実情から考えてどうですかというように根気強く何度も協議しながらいっしょに考えていくしかないのかと思います。

(渡邊) 日本ではこうしている。これをカンボジアに合うように、不具合なところを直していくということですか。

(関根) カンボジアは日本の支援で民事訴訟法を作っている最中なのですが、基本的な部分は日本の民事訴訟法とかなり似ているのですね。ところがカンボジアの現行民事手続の実態というのは、社会主義モデルの影響を受けていて、かなり職権的な審理をしている。そこに新しく日本のような当事者主義的な審理を導入するわけなのですが、それが現状とどう違うのかが彼らの中ではまだ消化できていなくて、彼らは結局何がどう変わるのかが分からないのです。

かといって私たちも、日本ではこうしているということしか分からないので、互いにどこが似ていてどこが違うのかということを経験しながら探っていくしかないと思います。それは時間のかかる作業であり、いまはそれをしているのです。

(渡邊) ベトナムで法整備支援をしている方が、「社会主義国では二重売買はないのだから、対抗要件の規定は不要と言われた」という話をどこかで書いていました。やはりカンボジアでもその類の話はありますか？

(三澤) 二重売買の話をする、三澤が関根さんに売ったものを柴田さんに売れるわけがないじゃないかと、そこで議論が止まってしまうと聞いたことがあります。二重売買という状態を民法の問題としてイメージできないのです。

(関根) あるいはそれを刑事の問題にしてしまう。

(三澤) 三澤は悪い人だと。三澤はほんとうは関根さんに売ったのに、それを柴田さんに売るとするのは柴田さんをだましていくわけだから、あるいは関根さんに対する背任行為だから処罰されるべきという結論になってしまいます。

(関根) 彼らにしてみれば、まずそういうことはあってはいけない。現象として起こりうることは分かるのですが、あってはいけない現象なのです。もう一つは、そのあってはいけない現象が起こった場合には、最初の方だけが保護されるのです。

しかし、ベトナムのドイモイ政策のように市場経済原理を入れるとなると、AさんのBさんに対する売却行為が実は取り消されていた場合、常にBさんからその物を買ったCさんがその物の所有権を失うとなると、取引が非常に不安定になり、誰も取引をしなくなるので、それでは困ると思うのですが。そういう市場経済的な発想がなかったころの名残で、起こってしまったことをどう処理するかという発想になっていないということなのですね。

(三澤) 二重譲渡という事実上の状態はあり得るのですよね。

(関根) そのときにどうするのかということですよ。

(三澤) カンボジアのほかラオスなど社会主義国には、法律ができると国民がその法律を勉強して法律のとおり経済活動をするはずだ、ラオスでこんないろいろな問題が起きるのは、法律がきちんとしていないため、国民が正しい行為をしないからだという発想がみられるのですが、それはちょっと違うのですよね。

法律には、国民に対してこのように行動しなさいと示す機能もありますが、もっと重要な機能は、実際に起きた事柄、例えば三澤が柴田さんと関根さんに二重に物を売った場合に、この物は最終的にどちらのものになるという結論を導くための指針を示すことだと思いのです。ところが彼らは、法律を作れば二重譲渡というややこしい状況は出てこなくなるはずだという考えをもっています。そうではなく、どんな法律を作っても二重譲渡という問題は出てくるんですね。

(関根) あとからもっと高いお金を出して買うという人が出てきたら、後の人に売るという人が絶対出てくるわけじゃないですか。

以前、カンボジアのプロジェクトスタッフから、日本にはあんなにたくさん法律があるのにどうして裁判が多いのかと聞かれたことがあります。彼らの考える「法律」は行為規範であり、みんなが法律を読んで理解し、法律に従って行動すれば争いは起こらないと考えているのです。しかし、実際に日本で民法の条文を読んで生活している人なんていませんから。

(三澤) でもカンボジアの人たちは、日本人は識字率や教育レベルは高いし、法律関係の本をどこでも手に入れることができるから、多くの日本人は法律も読んでいるだろうと言って信じてくれません。

トレーナーズトレーニングとは

(渡邊) カンボジアでは法律関係の本を入手するのは難しいのですか。

(関根) ええ、買えないのです。理由の一つとしては、カンボジア国内の印刷技術のレベルがあります。またラオスやカンボジアの市場に行ったときに思ったのですが、本屋がないのです。カンボジアやラオスの市場には、外国人向けの洋書や外国の古本を販売している店はいくつか目にしますが、一般の人たちが気軽に利用できるような本屋はないのです。

国内の印刷技術や設備が十分整っていないので、印刷するのに非常にお金がかかるのです。だから法律関係の本がないというのは、どの国にとっても大きな問題だと思います。

(渡邊) 現在のカンボジアには、昔からの法律家はまだ残っていますか。

(三澤) ポル・ポト派の時代にその多くは粛正されてしまいましたが、そのころたまたま国外に留学していた人がほんの数名いる程度です。例えば前の司法大臣などがそうですね。彼はそのころ、たまたまオーストラリアに留学中であつたため、難を逃れること

はできたものの、そのような事態の中、なかなか帰国できず、90年代になってからようやく帰国したと聞いたことがあります。その他にもフランス留学中にポール・ポト政権ができたため、そのままフランスの公証人事務所で20年間くらい働いていたという例も聞いています。

(渡邊) 人口700万人のうち、正確には知りませんが、200万人くらいの方が虐殺されたと聞きました。法律家の多くもその時代に亡くなってしまったのですね。

(三澤) ポール・ポト派は、職業的な裁判官が裁判を行うことを徹底的に否定したのです。裁判は知的エリートによる搾取だとみなされ、そうした理由で裁判官が殺されてしまったようです。また裁判所も壊されたり、倉庫など別の用途に利用されたりしたそうです。

(渡邊) みなさんのお仕事は、法律家を養成するトレーナーズトレーニングということですが、具体的にはどういうことなのでしょう。

(三澤) 私たちの「教官」という肩書きが誤解を招いているのかも知れませんが、私たちがカンボジアの若い裁判官を育てたり、教えたりするのを目的としているわけではありません。あくまで、本プロジェクトの目的は、カンボジアの司法官職養成校の先生方が若い法律家を育てる仕組みを定着させることであり、それがトレーナーズトレーニングなのです。

一見、私たちが裁判官候補生を直接指導した方が、レベルの高い内容を教えることができてよいのではないかという発想に傾きがちで、むしろ養成校側もそれを望んでいる節もあります。しかし、それではこの支援の出口がみえなくなってしまうし、継続的に日本から先生方を送り続けなければならなくなってしまう。やはりそれはおかしいのではないのでしょうか。

国家として一定の能力を備えた一定数の裁判官や検察官を定期的に供給することが、制度としてあるべき姿だと思うのです。そうするとその制度を作れるように、言い換えれば、カンボジアが自力で裁判官や検察官を供給できるような手伝いをすべきであって、私たちが供給してあげるべきではないと思っています。そうした理由から、トレーナーズトレーニングという考えで支援を行っているのです。

しかしこれは、カンボジア側からもなかなか理解を得にくい点であり、「日本の先生を派遣してほしい、日本でカンボジアのための教材を作ってほしい」といった要望がいまなおあります。いわゆる「自立」の部分の問題ですが、まさしく自立的にやってもらうことがこのプロジェクトの目的なのです。支援がいらなくなるようにするために支援を行っているのであり、ずっと支援を行っていくことが目的ではありません。

(渡邊) 一期生が間もなく卒業し、06年5月からは二期生が入学してきます。その際、柴田さんは教官として彼らの前に立つのですね。

(柴田) 一部講義を受け持ちますが、それは例外であり、原則的には養成校の学校運営、とくに民事分野のカリキュラムの実施状況をモニタリングしたり、その内容について相談を受け、随時アドバイスをしていくこととなります。

(渡邊) そのカリキュラムやマニュアルといったものはほぼ完成しているのですか。

(三澤) そこが問題なのです。日本側で作ってしまえば時間的には確かに早いと思います。

しかし、大切なことは、カンボジア側にマニュアルを書いてもらう、カンボジア側にカリキュラムを作る方法を学んでもらうことなのです。ですから作業に大変な時間がかかることは仕方のないことだと思います。

(関根) カンボジア側の教官も、裁判官や司法省の役人といった本業と兼任して養成校の教官をしているという状況です。現在のカンボジアで法律について十分な知識を持っている方はまだ限られていますし、ましてやこの新しい民法、民訴法案についての知識を持っているのは、この起草に携わっている方だけなのです。このようにカンボジアではリソースが限られているので、教官方は起草にも忙しいし、本業の裁判業務等でも忙しい日々を送っている。彼らがほんとうに忙しいことは間違いありません。

(渡邊) カンボジアの裁判官が一人当たり抱えている事件数はどのくらいなのでしょう。かなり多いのでしょうか。

(関根) それははっきりとは分かりません。

(三澤) 少なくはないと思います。ただ、カンボジアの裁判には事件処理の効率の悪さがあるって、いったん受理した事件の判決を書き上げるまでに日本では考えられないくらい長い時間がかかっていることもあるようです。もちろん日本にも時間のかかる事件はありますが、それ以上にあつという間に終結する事件もたくさんあります。これらの事件については、日本では刑事も民事もいかに効率よく終わらせるかという観点で裁判を行っています。

しかし、カンボジアでは、すべての事件、それこそ争いが無い部分についても多くの証人を調べるといった方法で裁判を行っているようです。ですから件数は少なくなってしまうと思いますが、ただ日本の感覚だとすぐに終了するようなものについても、ずっと大事に抱えている感じがします。

(関根) とは言え、実際それ程忙しいという感じはしないのですがね。

(三澤) まあ、法廷があるのも午前中だけですし。

(関根) 何となくのんびりした感じがありますよね。

(渡邊) カンボジアの裁判は三審制ですか。

(三澤) ええ、三審制です。

(渡邊) 職業裁判官だけで、陪審制などはないのですか。

(関根) ベトナムには人民参審員という制度がありますが、カンボジアにはありません。

Ⅲ カンボジアで考えたこと

「汚職」の問題

(渡邊) では次に、現地を訪れて、＜カンボジアで考えたこと＞ということでお聞きしま

す。先ほどのトレーナーズトレーニングにも関連して、司法における「汚職」の問題などはカンボジアで議論になることはありますか。

(関根) なかなか話題にしにくいデリケートな問題ですね。

(三澤) カンボジア側も一般論として汚職についての意見は述べますし、汚職はなくすべきと考えています。

(関根) それは、どの国でも同じですね。

(三澤) もう一つ、「汚職」というものの定義が、そもそも日本とカンボジアでは異なっているようです。日本でいうところの「廉潔性」に対する考え方が違って、日本では明らかにお金をもらう行為は当然、自分の地位を利用して自分の身内に利益を図るような行為も廉潔性を損なうと考えています。しかし、こういった行為は汚職に入らないと考える国もあるし、むしろ裁判官や検察官としての地位に伴う、当然のメリットであるとする国もあるようです。

(関根) 逆に、それをしない人は、身内から「冷たい人」と恨まれるかもしれません。

(渡邊) 韓国も同じようなことがいわれていますね。

(三澤) いろいろな利害が対立する社会になってくると、こうした考えではいられなくなると思うのですが。

(渡邊) こうしてみると、法典などを作ることは何とかできるかもしれないけれど、その後の人や仕組みを作り上げていくことは大変難しいことだと思います。

(関根) どの国も頭を悩ませているところだと思います。例えばインドネシアのように、それなりに進んだ制度がある国においても、この問題は深刻化する一方です。

(三澤) カンボジアでも汚職の問題は深刻です。カンボジアの公務員の給料は低いにもかかわらず、みんな公務員になりたがるのです。1月20ドルという給料では明らかに暮らしていけないのに、それでもなりたがる。そこには、給料では計れない何らかの利益があるように感じられます。

(渡邊) 判検事らの給料はどうか。

(三澤) 所長クラスで400ドルから500ドルくらいでしょうか。

(関根) 正確なことは分かりませんが、一般の書記官や裁判所事務官は、それだけでは暮らしていけないような金額だと思います。

(渡邊) その辺を何とか手当てしないと、汚職といったようなものを一掃するのはなかなか難しいのかも知れませんね。

(三澤) カンボジアでは、司法関係者の給与が低すぎて汚職の原因になっていると各ドナーが昔から言っていて、給料を上げたという経緯があります。確かにカンボジアは財政的に逼迫しているので、裁判官の給料ばかりを上げるわけにはいかないという事情も理解はできるのですけれど。給料を上げることで、汚職は減るのかも知れませんが、高い給料をもらっているからといって、汚職がなくなるわけではないと思います。

(関根) もちろん、カンボジアの裁判官や検察官のすべてが、給料の不足を汚職で補っているわけではありません。ドナーが実施しているプロジェクトに参加し、協議への出席

や執筆作業を引き受けて副収入を得ている人たちもいます。

(三澤) カンボジアでは、公務員の兼業は禁止されていませんからね。裁判官が、比較的自由にプロジェクトに参加したり、大学で学生に法律を教えたり、そのほかのビジネスを営むことができるのです。

(関根) 実際、そういった正規のビジネスの収益で生活を成り立たせている司法関係者もいるのではないかと思います。

(渡邊) みなさんの行う支援は、まさにカンボジア司法の一部を担っているわけですが、それがカンボジアの司法全体に反映されて来ている感じはありますか。

(関根) まだこれからではないでしょうか。

(渡邊) カンボジアに司法試験はありますか。王立司法官職養成学校に入ることが司法試験のようなものですか。

(関根) 学校の入学試験のような感じです。

(三澤) それが司法試験に相当する感じだと思います。あの学校を卒業しないと裁判官になれないという仕組みになりましたから、その意味では、あの入学試験が一応司法試験と考えられます。

(渡邊) 学校への入学希望者は多いのですか。

(三澤) 一期生55人は、四百数十人の中から選抜された学生たちということになっていますが、どうも聞いてみると、最初は100人くらいしか応募者がいなかったということでした。応募者が400人を越えるまで試験を延ばしていたと聞きました。

(関根) 母数を多くして、その中からよりよい人材を選ぶ確率を高めてはいるわけですが、ほんとうにそうなのかはっきりしません。まだ入学試験も1回しか実施していませんし、今後の試験の実施方法についても考えていかなければなりません。

(渡邊) 二期生の試験はもう終わっているのですか。その試験は相当難しいものですか。

(三澤) これからです。06年5月に二期生を入学させる予定とのことですが、その前の5月までのいずれかの時点で入学試験も実施しなければいけないのです。その入学試験が公平に行われるかどうかの一つのポイントです。

カンボジアの法曹のレベル自体は決して高いものではないのですが、それこそみんながこうした公務員の職を目指しているのです。事前に問題が漏れないか、採点の際に特別に下駄を履かせていないかなど、そういったことが一つ重大な問題であり乗り越えなければならないハードルだと思います。

(渡邊) カンボジアには大学がどのくらいありますか。やはり法学部も多いのでしょうか。

(三澤) まず国立大学のプノンペン王立大学が国内に一つあって、そこには法学部もあります。他には私立大学があります。ただ日本とは違って、大学設置法のような法律はないので、どこでも「大学」と名乗れば、大学になってしまうのではないかと、私は思っています。進学率はあまり高くはありません。大学に進学するのは、ほんとうに一つかみのエリートだけです。

ドナー間の調整

(渡邊) よく明治新政府のお雇い外国人、フランス人法律家・ボアソナードに例えられ、みなさんもいわば現代の「女性ボアソナード」といえるのかも知れません。民商事分野の支援を実施しているみなさんと、刑事分野の支援を行っているフランス、またカンボジア支援に乗り出してきたアメリカなど、各ドナー（支援国・機関）間相互の連絡調整はどのようになっているのでしょうか。

(三澤) 養成校自体はとても小さな組織なので、調整はしやすいはずですが……。起草支援の切り分けに従って、フランスが刑法と刑事訴訟法支援を、日本が民法と民事訴訟法の支援を行うという形に自然に棲み分けされています。

各国ドナーも、日本がカンボジアの民法及び民事訴訟法の起草支援を行っているのを知っているので、養成校においても日本が民法及び民事訴訟法を教えるのだろうと考えているようです。それはいいのですが、「基本法」と「特別法」という考え方を全てのドナーが持っているわけではないし、裁判官教育や養成教育に関する共通のコンセンサスが図られているわけでもないのです。

例えばフランスの司法学院や日本の司法研修所のように、同じような枠組みを持っている国同士であれば話は通じやすいのです。フランスとの間ではいま、王立司法官職養成校においてやらなければならないことは、刑法、刑事訴訟法、民法及び民事訴訟法に関する基礎教育であるというコンセンサスは確立しています。

しかし、英米法の国とは少し考え方が違っていて、土地法に関するトレーニングをするべきであるとか、知財や契約法に関するトレーニングを実施すべきだといった意見も出てなかなか話が噛み合わない場面もあります。

(渡邊) 現在、いろいろなテーマごとに多くの国が支援を行っていますね。

(三澤) ええ、いろんな国が支援を行っています。一期生の前期研修では、アジア開発銀行（ADB）が相当の時間を費やして土地法のトレーニングを実施しましたし、二期生に関しては、ユニセフが少年法のトレーニングを実施したいと申し入れています。日本やフランスにしてみれば、そういったトレーニングを実施する重要性については十分理解しているけれども、それは刑法なり民法なりをしっかりと学ぶことによって、その応用編として理解できる事柄ではないかという考えを持っています。

アドホックにそうした講座を設けることについては、もちろん反対はしていませんが、ボリュームの問題としてそれ程大きなボリュームを持つ話ではないだろうと思います。

例えば私たちは、刑事法というものは、刑法・刑事訴訟法という非常にボリュームのある基礎的教育があって、ここにアドホックに少年法や薬物対策法といったものが積み重なると考えていますが、ドナーによっては、「刑法」「少年法」「薬物対策」それぞれを同じ比重で考えています。

(関根) 各ドナーとも、自分たちの支援の中心としてとらえている関心事を教えたいと考えているようです。例えば、ドイツの支援機関であるドイツ技術協力公社（GTZ）は、

ジェンダー問題改善やドメスティックバイオレンス対策に関する支援を実施しており、養成校でもそれを教えたという話をしています。カンボジアにおいて、ドメスティックバイオレンスは大変深刻な問題であるので、ドイツはとにかくそれを教えたいて考えているようです。

(渡邊) 他にはどのようなケースがありますか。

(三澤) 他には国際労働機関 (ILO) は労働関係を、ADB は土地法のトレーニングを、カナダは契約法を実施したいと言っています。

カンボジア側にそうした支援を取捨選択する能力がないものだから、例えばドイツがドメスティックバイオレンスに関する講座を実施すると言ってきた場合に、他の科目とのバランスや優先順位を考えないまま、それを容易に歓迎してしまう感がある。それは良いことではないと思うのです。

そして私たちの側にもカンボジアの法律や法案のすべてを勘案して、養成校のカリキュラム全体について支援をするまでの余裕がないものですから、現在は、民法・民事訴訟法起草支援からのつながりで、民事分野のカリキュラムに限って支援を実施しているのです。

ここだけでもカナダなどが契約法に関する教育の支援をすると言ってきた場合に、われわれの支援との重複をどうするかというのが今後の問題です。養成校に対し、支援の受け入れを止めてほしいということもできないので、そうした重複が出てきた場合の調整が非常に重要だと思います。

(関根) それが各ドナー間で調整すべき問題なのか、カンボジアが取捨選択しなければならない問題なのかというと、筋としては後者ではないかと思います。ただ取捨選択する能力の問題とか、あるいはお金の問題もからみ、単純な問題ではないと思います。

支援の受入れには金銭を始めとする様々なメリットが伴いますから、カンボジアが重複してもやむを得ないと考えているのであれば、それについてまで私たちがどうこうできない部分もあって、非常に難しい問題ではあります。

見返りを求めない支援

(渡邊) ほんとうにいろいろな難しい問題がありますね。大切なことは、カンボジア人が何を考え、どうしたいかということなのではないでしょうか。

(三澤) そのとおりです。そして私たちとしては、カンボジアが自ら考えることを手助けし、一定の成果に結びつけたいと考えているわけです。ですからいままでの話からもお分かりのように、私たちは民法と民事訴訟法を教えることだけをやっているわけではありません。むしろカンボジア側との協議を重ねながら、プロジェクトを企画し、その実施に関わっている側面が大きいのです。

たぶんこれが外部から一番大きく誤解を受けている面だと思いますが、民法・民事訴訟法を教えることが私たちの仕事の100%ではなく、自分たちが受けてきた法曹教育や裁判所の実務を生かしてプロジェクトを立てたり実行したりしているのです。

確かに検察官なのに民商事関係の支援を行うことは難しいという人もいるでしょうし、検察官ではできない部分もあるかも知れません。しかし、そういった部分については、裁判所から来ている関根さんに解決してもらうことができる。そこに関根教官が法総研に来ている意味があると思っています。

(渡邊) 支援に関しての依存と自立の問題については、カンボジア側がどう考えるか、何をやりたいのかということでしょうが、この問題の解決の方向性はどの辺りにあるのでしょうか。

(関根) やはり時間をかけていくしかないと思います。やっていく中でどうあるべきかということを経験側は考えていかなければならないのですが、能力や財政的な問題等からそう簡単にはいかないと思います。

とはいえずっとそのままにはしておけないのですから、それをどうしたらいいのかということをおアドバイスして、カンボジア側の事情も聞きながら、理解できる場所、理解できない場所、改めるべきところなどを一つ一つ解説して、ある程度時間がかかることは覚悟の上でやっていかないと仕方がないと思います。

矛盾している法体系を重複して教えるなんておかしいといったところで、彼らはいま、それを選べる状況にありません。ですから選ばないのはおかしいとか、そんなところに日本が支援しても意味がないといったわけにはいかないのですから、ほんとうにすごく難しい問題だと感じています。

(渡邊) 司法制度改革審議会の意見書(01年6月)の一項目として、〈法整備支援の推進〉が挙げられており、その司法制度改革の一翼をみなさんは担っています。このような開発途上国への支援は、やはり今後も続けていくべき大切な支援だと考えますか。

(三澤) 私は続けていくべきだと思います。これまで日本の法律界が外国と関わる場面では、日本が外国の制度を取り入れることが日本の利益や発展につながるという発想が多かった気がします。それは恐らく日本の全分野がそうであったと思いますが、現在は、日本が国際協力をすべきだ、これまで蓄積したものを今度は外に向けて出すべきだという動きが生まれていて、遅ればせながら司法の分野でも国際協力をという方向に進みつつあるのだと思います。ですからこの支援をやったから直接的に日本に何らかの見返りがあるはずだということではないのです。

(関根) 「見返りを求めない支援」という感覚が新しいのだと思います。

(三澤) これまでの外国法の研究というのは、研究することによって日本の制度が良くなる、日本に新しく良い制度がもたらされるというスタンスでしたが、この分野はそれとは少し違っていると思います。

(関根) カンボジアに関して言えば、日本ではカンボジアの民法と民事訴訟法の起草支援を行っているわけですが、すでに明らかのように、法律を作っただけでは国は何も変わらないということです。法律の中身を理解できている人も起草に実際に関わったごく限られた人たちだけですし、その彼らでさえ新しい法律になったらいままでと何が違って、何が変わるのかについてまだ具体的にイメージできていない状態な

のです。そのような中で、1、2年の後には施行されるであろう新しい法律に則った訴訟ができるのかということは大きな問題です。

第一に、法律自体が簡単には浸透しないでしょうし、一般の裁判官がその意味を理解することも最初は難しいと思います。変えるべきところも変えないままやる。それでは結局、法律を作ったけれども何も変わらないということになってしまいます。あるいは、この法文は自分たちの手には負えないからと言って死文化させてしまうという事態になってしまうおそれもあります。

また、他のドナーの支援により、それと矛盾する単発の法律がどんどんできてしまっ、結局、民法や民事訴訟法が有名無実の存在となってしまう可能性もまだまだあるわけです。

法律を作るということは、その法律がきちんと適用されて、その法律が意図したきちんとした手続で訴訟が行われる、あるいはきちんとしたルールで取引が行われる、といったような裁判実務や、社会の取引実態も含めた改善まで行かないと、いま取り組んでいることはほんとうの意味での成果にはつながらないのではという気がしています。ちょっと思いつきでやって、大変だったからもう止めようといったものではなく、一度始めたらかなり息の長い話になってくると思います。



(カンボジア司法省、中央は当部教官)

(渡邊) 柴田さんはカンボジアの模擬裁判に参加されて、これから長期専門家としてカンボジアへ行かれますが、これまでの話を聞いていかがですか。

(柴田) そうですね、正直楽しみでもあり、不安な面もあるというところでしょうか。やはり相手があることですし、これまで挙がっていたように、いろいろな考えを持った他ドナーとの関係調整もますます必要になってくると思います。自分が講義する分にはまだよいのですけれども、養成校の教官や学校関係者、他ドナーとどういった関係を築いていくか、また学校をきちんと進めていくためにはどうすべきかといったようなことについては、不安な部分もありますが、日本にいる両教官とも連絡を取りながら試行錯誤でやっていくことになるでしょう。

(渡邊) いろいろみなさんの話を聞いてきて、カンボジアの司法の現状はまだ「法の支配」というようなレベルにはまだ達していないのかなという印象を受けましたが。

(関根) 法律が不十分であることは間違いないと思います。

(三澤) まだ制度が構築されていないので、法によって個人の権利を実現するということが、不十分であると思います。

先輩の励まし

(渡邊) 初の裁判官教官の関根さんは、法整備支援に関して、先輩裁判官から激励の手紙をもらったということでした。

(関根) 先輩の裁判官から、明治のころに、われわれの先輩方が諸外国からしてもらったことを思えば、これから法制度を構築しようとしている国に対して私たちにできることがあるのなら、それをしていくことは非常に有意義なことであるので、是非頑張ってもらいたいというようなことをおっしゃっていただいたことがあります。こちらに着任してあいさつ状を出したときに、そのようなお返事をいただきました。

(渡邊) そういう理解は組織全体のものになっているのでしょうか。

(三澤) むしろ70代とか、80代といった方々の方が理解はあると感じました。一つには年齢を重ねたことで、大局的な視野をお持ちなのだと思います。もう一つには、その年代の方々は、日本が戦争に負けたときの若者で、発展途上国の若い法律家として欧米の先進国に留学した経験があるからだと思うのです。

私たちは、日本が先進国になってから法律を勉強したので、あえて外国の文献を当たらなくても、先生方が苦勞して書かれた日本語の文献を読むことで、諸外国の司法制度を理解することができるのです。しかし昭和20年代から30年代、日本が開発途上国であったころの法律家として海外で学んだ先生方には、ほんとうにご苦勞をされたり、感激されたりしたことがたくさんあったと思います。だからこそいま私たちが取り組んでいる法整備支援に対して理解がおりになるのではないのでしょうか。

ところがより若い世代になると、既に先進国になった日本という体験しか持たないので、どうして日本の裁判官が途上国に出かけて行って、その国の裁判実務を考えなければならないのか、どうして日本の検察官がわざわざカンボジアで民法を教えなければならないのかという発想になっている方もいます。

(関根) もちろん、現在は日本でも司法制度改革の真最中で、懸案事項が多いことは間違いないので、優先順位として国内よりも海外のことを先に行うということは難しいのかもしれないかもしれませんが。

(渡邊) 司法制度改革の本来の意味からすれば、みなさんのような方々がアジアに出て行っていろいろな法整備支援を行うこと自体がまさしく司法制度改革であり、検察官や裁判官の意識改革にもつながっていくと思います。だがそうした考え方が司法界の共通認識なのかというと、残念ながら、まだそうとはいえないようですね。

(三澤) これを行うことによって直接の見返りはありません。しかし、私たちはこの仕事に携わることで、自分自身が得難い経験をしていると思いますし、より多くの裁判官や検察官の方々がこういった経験をするには、非常に意味があることだと感じています。

(関根) とくに司法制度改革で裁判官や検察官の他職経験の必要性という問題は指摘されていますし、その意味では、このような多様な経験そのものにも意義があると考えています。

(三澤) 法律家であるというバックグラウンドを最大限に生かしつつ他職経験ができるということですから。

(渡邊) もちろん現地でも、JICA の職員などいろいろな方々といっしょに仕事をするのですよね。そういうことも、それぞれ検察庁や裁判所にいたらできない貴重な体験だろうと思います。

(関根) そのとおりです。もしこの仕事をしていなかったら、いまいっしょに仕事をさせていただいているみなさんや現地の方々とも出会うことはなかったかも知れません。正直なところ、これまで私は日本が ODA でどのようなことをしているのか、実際に具体的なイメージを持って理解してはいなかった気がします。また「見返りのない支援」という側面からみると、途上国への支援に生きがいを感じて、自分の一生の仕事にしている人と仕事の場面で出会い、いっしょに仕事をしたことには大きな意味があったと思います。

逆にまた私は、JICA などの方から、裁判官といっしょに仕事をするところがあるとは夢にも思わなかったとか、裁判官にどんな人がいて、どのような仕事をしているのか想像したこともありませんでしたと言われたことがありました。そういう意味では、司法に縁のない方々に対しても司法関係者がこうしたことをしているというアピールにもなったと思います。

IV 楽しさと苦勞と

いっしょの作業は楽しい

(渡邊) このカンボジア法整備支援の仕事に関わって、これまでに一番楽しかったことはどんなことですか。

(柴田) 模擬裁判が楽しかったですね。

(関根) 私も模擬裁判ですね。それまで口で説明するだけではカンボジア側は、教官を含めなかなか分からないし、またこちらにも、彼らの実際の理解度も分からなかったのです。そこで、日本の教材をカンボジアの実情に合うように作り直してクメール語訳し、事実関係についても工夫を凝らしたりして、司法官職養成校の第一期生を対象に模擬裁判を実施しました。教材が彼らにとって難しかったという反省もありましたが、彼らは、新しい民事訴訟法の手続がどのように動くのかということを実際に体験することで初めて理解を深めることができたと思います。

また説明をして分かったつもりになっていたり、共通認識ができたつもりになっていても、実際にやってみて初めて分かったことや、やってみてもやはり分からなかったことなどが出てくるのです。そういった実感が持てたことは大きな意味があったと思います。カンボジアで新しい民事訴訟法に基づく手続が模擬とはいえ、初めて行われた場面に立ち会えたことには、一つの出発点に立てたという大きな達成感がありま

した。

(三澤) 法曹養成プロジェクトを実施するといっはきたものの、準備の時間が多く、それまで大きな進展はみられませんでしたから。

(関根) その後、民事第一審手続マニュアル作成などの裁判実務を理解させるための活動をしていく上でも、やはりあのときの経験が大きかったと思います。理屈ばかりを説明しても、それを聞いただけでは彼らは恐らく何もできない。いま説明している理論が実際の裁判の場面ではこうなるのだともっと具体的に説明しないと、初めて法律を読む人には分からないということが分かったのです。

(三澤) 考えてみると、そういった作業の充実感が「楽しさ」の中身だと思うのです。私はカンボジアの教官といっしょに研修生のための民法事例を作成したときに、いろいろな発見をしました。民法起草に関わっているカンボジアの裁判官は、民法を相当理解しています。ところが民法にこういう条文があるという知識はあるものの、それを事例解決の指針として実際の事例に当てはめて使いこなせないのです。日本の司法試験のような事例を想像していただければ分かりやすいと思いますが、具体的な事実に民法から該当する条文を拾ってきて解釈して当てはめ、結論を導くことができないのです。



第1回カンボジア法曹養成支援研修におけるカンボジア王立司法官職養成校教官等と国際協力部教官(2005年10月)
前列左から関根, 柴田, 三澤各教官

(関根) 知識が抽象的であるということかと思えます。実際の事件でそれをどう適用するのかというところまで、まだ行ってないのです。

(三澤) 抽象的に民法にはこうした規定があるといった説明はできるかも知れませんが、実際にそれを具体的紛争事例として把握できていないといった問題点もみえてきました。

(関根) いっしょに作業をするのが楽しい。

(三澤) 養成校の教官に対しては、単に民法の規定について説明するだけではなく、事例問題を作って、研修生に、この事例には民法の第何条が適用されて、どのような結論が導かれますかといった内容を考えさせましょうと提案して事例を作っているのですが、先生である教官が事例を作れない、また事例を作ったはいいが、その事例を自分たちで解けないといったことが起こるのです。

そのためその事例問題について検討論点を絞り込む作業や、該当条文をどう当てはめどう解釈すべきか等について、現在もさらなる検討を重ねています。それにしても彼らといっしょに作業を進めることは楽しいですし、何より充実感があります。

(関根) その中で新しい問題がみえてきたりもしているところです。

(渡邊) では逆に辛いとか、難しいと感じることはありませんか。

(三澤) 答えがないという点かも知れません。カンボジア民法もカンボジア民事訴訟法も、日本法に似ているとはいえ、やはり違うところがあるのだけれども、違うところの解釈や実務がどうなるのかという答えがない点が難しいと思います。

(関根) 支援の中身として「こうしなければいけない」ということが決まっていけないのです。先程から何度か話題に出ているように、私たちには日本の実務とか日本の法曹教育の経験に基づく知識しかないのですが、それだけではあるべき支援の中身が簡単に決められないのです。

例えばカンボジアの養成校支援についても、最初のころは、日本の研修所のような教育をするというイメージがありました。しかし実際は、まだその3歩くらい前のレベルであることがだんだん分かってきたので（それ自体も難しいことなのですが）、まず彼らのレベルを見極めて、そのレベルに合わせた教育が必要だと感じています。実務家になるために必要なことを教えなければならぬのですが、彼らにとって必要なことは何なのか、どの程度のことまでが必要なのかが誰にも分からないのです。日本人だって基本的には日本法や日本の実務しか分からないわけですから、日本のことを知っていればそれが分かるというものではない。そうかといってカンボジア側も自分たちではそれが分からない。

結局、いま私たちが最善と考えたことをやるしかないという点がたくさんあるので。しかも、私たちがここで決めた支援内容が、カンボジアの後20年位のことを決めてしまうかもしれないのです。

そのような重要なことが私たちの決めた支援内容に左右されるという意味では辛さもあります。この国の将来を背負ってしまったという感じがします。私たちがこうしたら良いのではないかと言ったことが、そのまま10年20年とカンボジアで続いていくかもしれないのですが、ほんとうにそれでいいのかどうか誰にも分からないのです。

(渡邊) それはおもしろさでもありますね。

(三澤) おもしろさであると同時に、これでいいのかという感じになりますね。

(柴田) 真面目に考えていたら、昨日は眠れなかったなんて先程もおっしゃってましたね。

しんどさとやりがい

(渡邊) では日常生活していく上で大変困っているということはありませんか。

(三澤) いろいろな方から「カンボジアに行くのは辛いでしょう」と言われるのですが、正直なところ、現地で業務を行う方がより楽しいと感じることが数多くありました。

(渡邊) それはどういった点からですか。

(関根) 支援をしている実感が持てるということではないでしょうか。

(三澤) いっしょに作業を進めているわけですからね。もちろんなかなかカンボジア側の理解が得られず大変な場面もありますが、基本的に現地にいるとマニュアルをどのよう

に良くしていくかとか、民法の事例についてより理解を深めさせるためにどのような説明が効果的かなど、純粹に法律の中身の話や作業ができますし、これまで検察官として民事から離れていたのもそのための勉強をしなければならないという意味では大変でしたが、それ以上に楽しいことが多かったと思います。

基本的に検察官や裁判官なので、本来業務は法律の中身で、その話になると楽しいのですが、支援にまつわる様々な交渉事になると、正直、いまでも苦手な部分があります。

(関根) 大変だなと思うところは、やはり何が起こるか分からないところだと思います。

(三澤) それに何か起きたときの対処もそうです。

(関根) 裁判で、自分が担当する事件であったなら、何かあっても自分の裁量でできるのですが、複数の機関が関与するプロジェクトの進行に関わるもの、例えば先方の組織が急に変わって責任者不在の状態が続いたときにどう対処するのかといったものであった場合には、もう自分で解決できるレベルの問題ではなくなっているのです。

例えば組織的に不正入学を行っているのではないかとといったうわさが出たときにどうしたら良いのかといったことは、カンボジア国に対しての支援をどう考えるかという方針の問題になってしまうので、支援を実施した実績を挙げるのが優先なのか、支援の中身の改善・充実を優先させるのかは政策決定の話になってきます。そういった領域に関しては、逆に言えば、交渉事に長けた方たちと一っしょに協力して取り組むおもしろさにつながっていると思います。

(渡邊) 生活上の不安などはとくにありませんか。治安面はどうなのですか。

(三澤) ないですね。もちろん夜中に一人で出歩くのが危険なことは、カンボジアに限らず日本でも同じです。

(柴田) 私は、来年から長期でカンボジアに赴任することになるのですが、一番心配なのは、仕事の中身ですね。私がカンボジアに赴任するというと、大抵の人が、「カンボジア」という言葉に反応して、日常生活や健康、治安の心配をされるんですけど、私に言わせれば、そんなことよりも、仕事の中身の方がとっても心配ですね。

カンボジアで生活すること自体の大変さよりも、仕事の大変さとすばらしさに是非着目してほしいですね。

(関根) 仕事をしていれば、どんな仕事でも大変なのだと思います。ましてや責任の重い仕事であればなおさらです。カンボジアでの仕事は確かに大変で、胃が痛くなったり眠れなくなったりしたこともあります。それはカンボジアにいるから大変だったのではなく、仕事、あるいはその責任の重さが大変だったのだと思います。

先程も話題に出ていましたが、カンボジアの裁判官になる研修生に何を教えなければいけないかという、カンボジアに10年、20年に渡り影響を及ぼすようなことを自分が考え、提案しなくてはならない。私だって司法研修所で司法修習生を教えたことなんてないですから、決して法曹養成の専門家というわけではないですし、ましてやカンボジアの研修生の理解度や、カンボジアの社会において裁判官にどのような能

力が求められているのかなんて実感としては分からないのに、そのような重大な判断をしなければならないのです。

もちろん実際に判断するのはカンボジア側ですが、カンボジア側もどうすればいいか分からず、結局、日本の専門家にお任せという感じになるので、それが分かっているだけにしんどいという思いはありました。

ただ逆に自分のしていることがほんとうにカンボジアで必要とされていて、意義深いことなのだと実感できることもほんとうによくありました。裁判実務に関することなどを説明して、カンボジアの裁判官のみなさんに分かってもらえたときなどは、ほんとうにうれしかったですし、これがカンボジアの裁判実務改善に向けての小さな前進だと思うとやりがいがありました。

子どもの姿と虐殺の記憶

(渡邊) カンボジアから日本を振り返ってみたときに、日本社会はみなさんにはどのように映って見えませんか。

(三澤) 「段取り社会」という感じを受けました。日本は、締め切りを決めて逆算し、締め切りに間に合わせるためには、いつまでに何を仕上げておかなければいけない、そのためにはいつまでに別のこれをしなければならないといった段取りをきちんと決められます。これは良い点悪い点両面があるとは思いますが、段取り社会なのだと思います。

(関根) カンボジアの人たちは、そういう段取りが苦手というか、段取りをつけなきゃいけないという発想自体がありませんよね。

(渡邊) みなさんはカンボジア滞在中ホテル住まいとのことですから、カンボジアの普通の人たちとの付き合いはあまりないのかも知れませんが、日本と比べると物質的な貧しさのようなものは感じますか。モノは十分あるのですか。

(三澤) お金さえ出せば売っていますね。

(関根) ただ、一般の人々にとっては手には入らない物が多いと思います。

(三澤) 一般の人々の生活はつつましいと感じます。普通の生活をしている人たちは物をそれ程持っていないくて、例えば多くの家庭では冷蔵庫も持っていません。

(関根) 毎日市場に行って、朝に買い物をしますし。でもそれで回っていく社会なのです。煮炊きも外で七輪を使って行っています。

(三澤) そういう意味では貧しい国と言えるかも知れません。自分の国で生産できる物としては農産物程度しかありませんし、あらゆる物が輸入品なのです。外国人向けのスーパーに行けば、タイ製の洗剤であるとかいろいろな雑貨なんかも揃います。しかし、それはカンボジアの一般の人々からみれば高級品であるのです。

(関根) そういったスーパーにカンボジアの人々はほとんどいません。外国人ばかりです。

(三澤) とくにプノンペンでは、居住外国人向けのエリアあるいは店と、一般の人向けの市場や店とは完全に分かれています。そういう意味では、まだカンボジアは開発途

上なのだと思います。

例えばフィリピンやマレーシアといったさらに少し発展した開発途上国に行くと、こうした外国人と全く同じレベルの生活をしている裕福なフィリピン人やマレーシア人を見かけることができます。しかしカンボジアにはいないのです。民間でものすごいお金持ちが出てくるには至っていない、いまカンボジアはそういう状況にあるのです。

(渡邊) 先の話の中に、カンボジアの人たちが夕暮れに川べりで楽しそうにたたずんでいる風景がありました。時間に追われるわれわれ日本人にはないような生活の豊かさを感じるのですが。

(三澤) カンボジアに行くと、貧しいながらも親が子どもをとてまかわいがる姿をよく見かけます。それを見ると、どうして日本では児童虐待が最近多くなっているのだろうと思うのです。しかもカンボジアだけでなく、マレーシアやタイといった東南アジア地域でも同じような光景を目にしますから、なおさらそう思うのかも知れません。

(関根) 私は子どもがかわいいなあと思いました。汚れたりしても平気で元気に遊んだりしている姿が印象的でした。

(渡邊) カンボジアはどうしても映画<キリング・フィールド> (1984年) のイメージが強くて、トゥール・スレン虐殺博物館についてお聞きしたいのですが。これはプノンペン市内にあるのですか。

(三澤) あります。元高校だった所をポル・ポトの時代に収容所兼処刑場として使用した場所で、当時の様子をそのまま残していたり、当時の様子を写した写真も展示されていたりします。生き残った人々の証言を集めたビデオの上映などもあります。

(関根) その他、発掘して出てきた骸骨の展示や、水責めの拷問器具もそのまま置いてありました。その横には、収容所から生き延びた人が描いた拷問の様子の絵も展示されていました。あれには少しぐっときましたね。

(渡邊) 柴田さんはまだ行かれてないのですか。

(柴田) ええ。機会がありませんでした。

(三澤) あれは行くべきです。確かに目を背けたくなるようなことだけれども、あれに目を背けることはいけないことだと思います。私は滞在中に何度か行きましたが、カンボジアを訪れる日本人はあまりそこには行きません。でも、欧米の若い人たちは結構来ていて、泣きながら見ていく人もいるくらいです。途中で気分が悪くなって、その場に座り込んでしまう若い女性もしょっちゅう目にしました。

(渡邊) その人たちは、顔写真や骸骨などを見て、どう思うのでしょうか。

(関根) ほんとうに何百枚という顔写真が部屋中に貼られています。恐らく収容時に撮影した物だと思われませんが、みんな死人のような顔で写っているのです。それが部屋の中にたくさん貼られています。

(三澤) まさに、そこに収容されるということは死を意味するという事なのだと思います。あれはほんとうに見なきゃいけないものだと思います。

(関根) その施設は町の中にあって、すぐ近くには市場もあったりします。

(渡邊) 日常的に見に来る人たちがいるのですか。

(三澤) います。カンボジア人も来ますし、外国人も見に来ます。

(渡邊) 長時間にわたり貴重なお話をありがとうございました。みなさんの一層のご健闘を期待しています。

— 終 了 —

II カンボジア現地セミナー報告

カンボジアの法曹養成に向けて —民事模擬裁判—

国際協力部教官 柴田紀子

1 はじめに

これまで ICD NEWS においても度々紹介しているように、日本は、カンボジアからの支援要請を受け、JICA（国際協力機構）による支援の枠組みで、民法及び民事訴訟法草案の起草を中心とした法整備支援プロジェクトを実施し、既に完成した両草案は現在カンボジア国内で審議中である¹。

加えて、カンボジアに上記草案に基づいた民事裁判制度が確立するには、カンボジアの実務法曹が同草案を理解し、運用する能力を身に付けなければならない。しかし、長年にわたる国内の混乱により、現在のカンボジア法曹の大半は十分な法学教育を受けずに法曹として任命されて活動している上、その数も決して十分ではない。このような状況を改善するため、カンボジアにおいては、2002年に裁判官及び検察官の新規教育及び継続教育を担う機関として王立司法官職養成校（以下、「養成校」という）が設立され、今後は同校を卒業した者のみが裁判官又は検察官に任命されることとされた。養成校は1年間余りの準備期間を経て2003年11月に開校し、入学試験に合格した第一期生55名に対する法曹教育を開始した。そして、日本は、この養成校に対する支援を開始し、2004年1月末から、三澤あずみ国際協力部教官が JICA 短期専門家としてカンボジアに赴き、同校の実態を調査するなど²、その後、2004年11月末からは、関根澄子国際協力部教官及び三澤教官が相前後して JICA 短期専門家としてカンボジアに赴き、養成校教官で構成されるワーキンググループを結成し、上記ワーキンググループとともに民事裁判教材の作成に着手するなどした。なお、2005年1月、裁判所書記官養成校及び王立司法学院が設立され、養成校は裁判所書記官養成校とともに、王立司法学院の下位機関と位置づけられることとなり、同年6月、王立司法学院長として、テップ・ダロン氏が任命された。

¹ 日本のカンボジアに対する民法・民事訴訟法起草支援については、本誌2号1頁～“特集「カンボジア民事訴訟法起草支援」”，同7号17頁～“特集「カンボジア民法・民事訴訟法起草支援」”，同11号4頁～“特集「カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって」”「カンボジア王国民法典草案」”，同12号5頁～“特集「カンボジア王国民事訴訟法典草案」”において紹介されている。

² 養成校に対する支援の経緯や実態調査の内容については、本誌18号1頁～“国際研修「カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」”において紹介されている。

また、日本国内においても、2005年5月に、司法研修所教官・裁判官・弁護士などによって構成されるカンボジア法曹養成共同研究会を結成し、日本国内から養成校を支援する体制も整えた。

このように、養成校を支援する体制が整いつつある中、2005年6月20日から同月29日までの間、プノンペン所在の養成校において、民事模擬裁判を中心とする現地セミナーを開催した。本稿では、この現地セミナーを開催した目的、活動内容及び成果等について、紹介したい。

2 現地セミナーの開催の目的

現地セミナーでは、養成校の研修生及び教官がカンボジア民事訴訟法草案にのっとり民事裁判の流れを模擬体験することにより民事裁判の流れを理解することを、第一の目的とした。

養成校においては、研修期間は2年間とされ、前期研修(8ヶ月)・実務研修(12ヶ月)・後期研修(4ヶ月)に分けられている。前期研修では、プノンペン所在の養成校において、講義を中心とした合同研修が実施され、実務研修では、地方の裁判所に配属されて実務的な指導を受け、後期研修では、再度、養成校に集合し、任官に向けた講義や試験が実施される。模擬裁判当時(2005年6月)、2003年11月に入学した第一期生たちは、実務研修を間もなく終えようとしており、後期研修を経た数ヶ月後には、裁判官あるいは検察官として³、現実に法を適用することが予定されていた上、そのころには、日本が起草を支援した民法・民事訴訟法が成立し、新法に基づいた民事訴訟が始まることが想定された。そこで、第一期生に、両草案に基づいた民事訴訟の流れを模擬体験させることを、第一の目的としたのである。

第二には、養成校の教官たちに、模擬裁判という手法による指導方法を学んでもらうとともに、新しい民事訴訟の流れを体験してもらうことも目的とした。先にも述べたように、カンボジアにおいては、長年にわたる国内の混乱により、裁判官との兼任である養成校教官においても、自らは十分な法曹教育を受けていないため、研修生に対する指導方法を十分に有していない上、民法・民事訴訟法両草案に対する知識・理解も必ずしも十分とは言えなかったからである。

なお、カンボジアの法曹養成は、裁判官・検察官の養成機関(養成校)と、弁護士の養成機関(弁護士養成校)に二分されているところ、当初、この現地セミナーは、裁判官・検察

³ 日本では、人事訴訟手続に限り検察官の立会いが認められており、通常の民事訴訟に検察官が関与することはない。しかし、カンボジアの現行民事実務においては、通常の民事訴訟においても、検察官が口頭弁論に立ち会うこととされている。カンボジア民事訴訟法草案第6条第1項は「裁判所は、公益上必要があると認めるときは、検察官に訴状が受理されたことを通知しなければならない。」と規定し、同条第2項は「検察官は、第1項の通知がない場合においても、公益上必要があると認めるときは、民事訴訟の手続に立ち会い、意見を述べることができる。」と規定している。

官の養成機関である養成校に対する支援の一環として実施しようとしたものであった。しかし、弁護士養成校⁴においても、抱える問題は同様であったため、弁護士養成校からも研修生を参加させるとともに、弁護士養成校教官にも指導を担当してもらうなどして、弁護士養成校の研修生・教官らにも民事模擬裁判を体験してもらうことが、カンボジアの法曹養成にとっては意義あることと考えたため、弁護士養成校の研修生や教官にも参加してもらうこととなった。そして、日本からも、弁護士養成校に対する支援をしている日本弁護士連合会から、木内秀行弁護士を派遣していただいた。また、研修生や教官の民法・民事訴訟法両草案の理解を深めるという観点から、法整備支援プロジェクトの神木篤、坂野一生両専門家に全日程参加していただき、日本の法曹養成に関する知見のみならず、民法・民事訴訟法両草案の起草支援に携わる立場から、有益な指導・助言をいただいた（参加者については、資料1参照）。

3 模擬裁判教材

研修生には、模擬裁判教材として、弁論準備手続調書、訴状、答弁書、準備書面、書証目録、証人等目録、書証、証拠申出書（原告・被告の本人尋問の申出）、訴訟委任状、送達報告書を配布した。そして、模擬裁判は、弁論準備手続を経た第1回口頭弁論から開始することとした⁵。

～模擬裁判教材の事案概要～

事案は、1500ドルの消費貸借契約に基づく貸金返還請求事件である。被告は請求原因事実を全面的に否認し、消費貸借契約の締結やこれに基づく金銭授受を直接裏付ける書証や目撃者等の証人は存在しない。

本件における重要な書証として、被告が作成した、「原告から借りた」「返す」などと書

⁴ カンボジアにおける法曹教育は、旧宗主国であるフランスの影響を受け、裁判官・検察官に対する教育を担う王立司法官職養成校、弁護士に対する教育を担う弁護士養成校に二分されている。カンボジアにおいては、1995年に弁護士法が制定され、2000年度からカンボジア王国弁護士会支援プロジェクトが開始され、矢吹公敏弁護士（日本弁護士連合会国際室長）を中心として、日本弁護士連合会がカンボジア王国弁護士会をカウンターパートとし、弁護士教育と法律扶助制度の確立に向けた支援を開始し、2002年7月に弁護士養成校が開講した。日本弁護士連合会によるカンボジア王国弁護士会支援については、本誌5号4頁～“特集「日本弁護士連合会の法整備支援活動」”において紹介されている。

⁵ カンボジア民事訴訟法草案では、口頭弁論の前に弁論準備手続を開き、そこで争点整理等を行うこととされている。なお、同草案第80条第1項「訴えが提起されたときは、裁判所は、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。」、同草案第103条「弁論準備手続においては、裁判所は、当事者の主張を整理し、事件の争点を明らかにし、かつ、争点に関する証拠を整理して、口頭弁論における集中的な審理が可能になるように努めなければならない。」参照。

かれた借用証（XE1）が存在するが、この借用証には金額の記載がない上、その作成日は貸付日ではなく、原告主張の当初の返済期日となっている。被告は、この借用証を作成したことは認めているが、その作成経緯については原告と全く異なる主張をしている。

また、原告の預金通帳（XE2）から、原告が、その主張する貸付日に、銀行において、1400ドルの定期預金を解約するとともに、100ドルの普通預金を引き出した事実が認められる。一方、被告の預金通帳（YE6）から、原告主張の貸付日に、被告が別の銀行から合計300ドルを複数箇所に送金していることが認められる。また、原告の口座のある銀行に、同日、被告が原告と共に赴いた事実及びその後被告の口座のある銀行に原告がついて行ったことについては争いがないが、それぞれの銀行に同行した経緯ないし理由については争いがある。

～模擬裁判教材作成～

カンボジアの研修生たちのために模擬裁判を行う以上、カンボジアで起きた事件を基に、模擬裁判教材を作成するのが望ましいことは言うまでもない。日本側の支援組織であるカンボジア法曹養成共同研究会からも、事実認定を問題にする以上、カンボジアの実情に応じた事例に基づいた教材を作成する必要がある旨の指摘を受けていた。

しかし、当時、民法・民事訴訟法はいずれも草案段階であり、これらの法律にのっとった実際の裁判の記録は存在しない上、裁判実務と兼任である養成校教官らには、新法に基づいた教材を作成する技術・能力・時間がなかった。また、前述のように、日本側の支援体制もようやく活動を始めたばかりであり、日本側においても、カンボジアの慣習・文化・実情に即した教材を新たに作成する時間的余裕はなかった。

そこで、日本の司法協会発行の事実認定教材をクメール語訳し、カンボジアの慣習・文化・実情に即し、かつ、民事訴訟法草案に則した形で修正⁶して使用することとした。しかし、以下に述べるように、現地セミナーを通じて、やはり、カンボジアの慣習・文化・実情に即した教材作りの必要性を痛感することとなった。

～「ATM」で知った事実認定の意味～

現在の日本では、ATMなど珍しいものでないことは言うまでもない。コンビニエンスストアなどに設置されたATMを利用すれば、24時間、預金や引き出し、振込み、キャッシングまでできる。

模擬裁判教材の元となった事実認定教材においても、ATMによる振込みが、事実認定

⁶ 例えば、前述のように、カンボジア民事訴訟法草案においては、弁論準備手続が口頭弁論手続に前置されている上、弁論準備手続においてまず和解を試みなければならないと規定している（同草案第104条「弁論準備手続においては、裁判所は、相当でないとする場合を除き、まず和解を試みなければならない。」参照）。

上、一つのポイントとなっていた。というのも、原告が1500ドルを引き出した直後に、被告が銀行のATMを利用して複数箇所に300ドルの振込みを行っている上、その相手方が貸金業者などであったからである。

しかし、カンボジアでは、「ATM」は普及していなかった。カンボジアにももちろんATMは存在するが、それが一般的に利用されているものではなかったのである。先進国である日本に住み慣れていた私たちにとって、市場経済が発達していないカンボジアの現状は、頭では理解することができていても、今ひとつ現実味に欠けていた。

ATMによる振込みは重要な事実であったため、苦肉の策として、研修生たちに「ATMの仕組み」を説明した上で、強引に進めることも検討したが、仮に研修生たちが説明を受けて「ATMの仕組み」を理解してくれたとしても、それによって研修生たちが事実認定を学習することができるとは到底思えなかった。そこで、結局、被告が銀行で送金したという設定に変えることとし、その結果、被告の言動の不自然さが色薄くなることもやむを得ないという結論に至った。

そのほかにも、例えば、「自動車を所有する」という日本人からすれば一見些細とも思われる小さな事実が、カンボジアでは、裕福であることを推認させる可能性があったり、日本では安定した職業であると言える郵便局員という原告の職業が、公務員の給料が低いカンボジアでは安定した職業とは言えなかったりするなど、人・場所・時代が異なれば、同じ事実の持つ意味も大きく異なることを、身をもって体験することとなった。そして、まさにそれが「事実認定」であるということを、改めて勉強させられることとなった。

4 現地セミナーの構成

現地セミナーは、民事模擬裁判を中心とした、休日2日を挟んだ合計10日間に及ぶ長丁場のセミナーだった（日程の詳細については、資料2を参照）。日本の司法研修所であれば、講評等を含めても4日程度であると聞いているから、休日2日を挟んで合計10日間を費やすというのは、奇異に映るかもしれない。

しかし、研修生らが両草案を十分理解していなかったこと⁷、これまで養成校において民事模擬裁判を実施したことがないことなどを考慮し、民事模擬裁判を実施するまでに研修生に対して事前に情報を提供したり、研修生らの理解度を段階ごとに確認する必要があった。

⁷ 養成校第一期前期研修においては、当時民法・民事訴訟法起草プロジェクトのJICA長期専門家としてカンボジアに派遣されていた安田佳子弁護士や、養成校の実態調査のためにJICA短期専門家として派遣されていた三澤教官、ペン・ピッサリー養成校教官らにより、数回にわたり、両草案に関する講義は試みられていたが、時間の制約があった上、研修生はその後の実務研修においては現行の実務下における研修を受けていたことから、研修生らが両草案を理解していることを期待することは到底できなかった。

そのため、現地セミナーは、

—講義（合計1日間）

—模擬裁判教材の検討・争点整理（合計2日間）

- ① グループ・ディスカッションにより争点を検討の上、レポート作成
- ② 研修生による上記レポート発表
- ③ 講評

—民事模擬裁判（合計5日間）

という構成で実施することとした。

「講義」は、研修生らに対して、民事訴訟法草案下における訴訟手続などに関する基本的な知識を確認する目的で実施した。

「模擬裁判教材の検討・争点整理」は、交互尋問に備えて、研修生らの理解度を確認し、研修生に対して最低限交互尋問を実施するために必要な情報を共有させるために実施した。まず、研修生らに争点を整理させてこれをレポートとして提出させ、日本人側専門家がこれに対して講評をする場を設けた。

民事模擬裁判においては、証人調べは、原告・被告の本人尋問のみを交互尋問方式で実施することとし、交互尋問後には、交互尋問の方法や内容について、日本人専門家からの講評の機会を設けた⁸。その後、最終弁論・判決書を起案させ、弁論・言渡しの後に、再度、日本人専門家からの講評の機会を設けた。

～グループ・ディスカッションの活用～

また、模擬裁判教材の検討・争点整理、尋問事項検討、判決書・最終準備書面起案等いずれの活動も、研修生らをグループ分けして、研修生らに議論させながら一つのレポートあるいは起案をさせることとし、各グループにカンボジア教官及び日本人専門家を複数割り当て、研修生らからの質問に対して答えたり、研修生らの議論が本質から外れていけば軌道修正をすることとした。先にも述べたように、今回、カンボジア教官たちに研修生を指導する方法を学んでもらうことも目的として考えていたことから、日本人専門家は、カンボジア教官にアドバイスをし、カンボジア教官が研修生を指導するように働きかけるように努めることとした。

⁸ カンボジア民事訴訟法草案138条は、尋問の方式につき、最初に裁判長が質問し、その後人証申請者、相手方の順に質問するのを原則としており、裁判所は適当と認める場合にその順序を変更することができるとしている。しかし、今回の模擬裁判では、カンボジア側の教官・研修生に当事者主義のイメージを持ってもらうために、交互尋問方式で行うこととした。

5 現地セミナー

日本において、前記のような教材作成や現地セミナーの構成について検討しているころ、カンボジアでは、2005年5月23日から JICA 短期専門家として現地赶赴していた三澤教官が中心となり、養成校のヴァン・パン教務部長（当時。現校長。）らと協議の上、養成校側とのスケジュールの調整や、研修生に配布する教材の準備作業を行ったほか、カンボジア側教官との間で、事案の内容や指導方法に関するミーティングを実施するなどしていた。

こうして、関根教官と私が、6月18日夜にプノンペンに入り、翌19日、三澤教官と最終打ち合わせをした後、ようやく、現地セミナーを迎えた。

～6月20日（月）～

8：30～ 開会式

養成校講堂において、ヴァン・パン養成校教務部長（現校長）司会進行の下、開会式が開催された。テップ・ダロン学院長が開会の辞を述べ、キム・サタヴィ校長（当時）からも挨拶があった。壇上には青い布がかけられたテーブルが設置されて花が飾られるなど、日本でする模擬裁判よりも、盛大であった。

日本側からは、力石寿郎 JICA カンボジア事務所長、カンボジア日本大使館後藤文男一等書記官、合澤栄美、JICA カンボジア事務所員も出席した。他のドナー関係者として、フランスの養成校常駐専門家であるミシェル・ボニユー氏などが出席した。



その後、ヴァン・パン教務部長から、現地セミナーの趣旨・日程等について研修生らに対して説明がなされた。

10:30～ 講義（関根教官）

「新民事訴訟法における争点整理の意義について」

開会式に引き続いて、講堂において、関根教官が、まず、カンボジア民事訴訟法草案に基づいた第一審手続の流れについて講義をした。今回の模擬裁判は、原告・被告の本人尋問を実施する第1回口頭弁論期日から始まることとしたため、その期日までの、訴えの提起や弁論準備手続などについて説明をした。

そのほか、本件では、原告が、被告が原告に対して1500ドルを支払うという判決を求めており、その根拠となる権利は、貸金返還請求権であり、裁判所は、原告の被告に対する1500ドルの貸金の返還請求権の成否について判断を示すことになることを説明した。そして、権利の存否を確定するためには、その権利を発生させるために必要な事実が存在するの否かという形で判断するほかなく、貸金返還請求権であれば、

- ① 消費貸借契約の締結（目的物を貸すことと同種同等物を返すこと、その返還時期についての合意）
- ② ①の合意に基づく目的物の引渡し
- ③ ①で合意された返還時期の到来

の事実が存在すれば、権利が発生することを説明した。

そして、裁判所は、裁判所は証拠に基づいて事実を認定しなければならないことや、裁判所において当事者が自白した事実及び裁判所に顕著な事実が証拠による認定を要しないことを説明した上で（カンボジア民事訴訟法草案第123条第1項及び第2項）、本件事案においては、被告は、原告主張の請求の根拠となる事実をすべて否認しているため、顕著な事実である時期の到来（③）以外はすべて立証が必要となることを説明した。そして、当事者が主張している貸付の経緯等に関する事実について、請求の根拠となる事実の存否との関連でどのような意味を持つのかを検討する必要があることなども説明した。

研修生からは、「弁論準備手続において証拠を調べることができるのか」⁹という質問があった。カンボジアの現行実務においては、口頭弁論前に調査手続という手続があり、そこではあらゆる証拠調べが可能である¹⁰。そこで、再度、カンボジア民事訴訟法草案第106条を示した上、本来、証拠調べは口頭弁論で行うべきであり、弁論準備手続において

⁹ カンボジア民事訴訟法草案第106条「裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する決定その他の口頭弁論の期日外においてすることができる決定をすることができる。また、争点及び証拠の整理を行うのに必要な限度で、文書の証拠調べをすることができる。」

¹⁰ カンボジアの現行の実務では、訴え提起→訴状審査→訴状適法→和解の試み→和解不調→調査（調査裁判官が物的証拠・人証を調べて、その結果を調査報告書にまとめて裁判所長に報告）→裁判所長が口頭弁論・判決を担当する裁判官に事件を配点→口頭弁論 と言われている。調査担当裁判官と口頭弁論・判決担当の裁判官が同じであることもあるらしい。

人証調べをすることは許されないが、文書の証拠調べについてのみ、弁論準備手続においても、争点整理に必要な限度でできることを説明した。

そのほか、研修生らの質問内容や反応を見ていると、民事訴訟手続自体については、一応理解できているようにも思われた。一方、講義の後半部分の、証拠に基づく事実認定などの部分については、研修生から質問がなく、研修生がこの点については十分イメージを持っていないのではないかと思われた。このことは、午後から始まる、グループ討論においてより明らかとなった。

14:00～ 研修生による模擬裁判記録の検討・争点整理



午後からは、研修生合計65名を6つのグループに分け、グループごとに、教室・会議室などに分かれてディスカッションを行わせることとした。

記録中に現れる事実のうち、原告に有利な事実・被告に有利な事実を抽出すると共に各事実を立証するための証拠を挙げさせるという課題を与え、その検討結果をレポートにまとめるという作業を行わせた。

日本人専門家、養成校及び弁護士養成校の教官も、複数人でグループを作り、担当するグループの議論を見て回った。

後日、カンボジア法曹養成共同研究会からも指摘を受けたが、間接事実を積み重ねることにより主要事実を認定するという教材は、研修生たちにはやや高度に過ぎた。午前中の講義において、本件では、最初に、貸金返還請求権が認められるための主要事実（カンボジア民法草案を前提にすると、①貸与及び返還、返還までの期間の合意、②合意に基づく引渡し、③期間の経過、となる。）を説明し、本件ではこれらの事実について被告が争っていることを確認した上で、当事者の主張から原告に有利な事実（すなわち主要事実の存在を推認させる事実）、被告に有利な事実（すなわち主要事実の存在の推認を妨げる事実）を抽出するという作業を行う旨説明をしたが、その意味が十分理解できていない研修生が多

かった。

そこで、指導側からは、「書証の内容をよく検討し、書証から認められる事実としてどのような事実が主張されているか」という視点から記録を見るようにとアドバイスをし、原告の預金通帳（XE2）を例に挙げ、これによれば、貸付があったとされる日に原告の預金口座から原告主張の貸付相当額が引き出されており、これを原告が自己に有利な事実として主張していることを説明し、順番に質問を發して議論を導くなどしたところ、ようやく、研修生たちも、何を求められているのかを理解し、事実が指摘され、それが原告あるいは被告に有利である旨、活発に議論がなされるようになった。

～6月21日（火）～

8：30～ 研修生による模擬裁判記録検討・争点整理（続き）



前日の作業を継続し、正午までに各グループともレポートを提出した。

14：00～ 上記レポートの翻訳、内容検討・講評準備

諏訪井廉専門家、坂野一生専門家、現地アシスタントらが分担して、レポートの翻訳をした。

その後、日本人専門家、養成校・弁護士養成校教官とで、自己が担当していたグループの議論の内容やその問題点、レポートの内容やその問題点についての検討会を開いた。

養成校・弁護士養成校教官らからは、

- ・ 研修生たちは何をすべきか当初理解できていなかった
- ・ 研修生たちは事実を指摘することはできたが、それがどの程度重要かどうかの判断ができなかった
- ・ 研修生たちは、事実は一つしかないと考えているため、当事者の主張す

る事実を評価しようとしていた

旨のコメントがあった。そして、教官自身も、これらの点について、必ずしも十分理解できていないことがうかがわれた。

そこで、当初は、間接事実がどのように主要事実を認定するのに役立つかなど、本件教材における事実認定の構造について講評するつもりであったが、方針を変え、間接事実について共通の認識を持つことと、間接事実について当事者の認否を検討すること、争点は何かについて共通認識を持つことを、翌日の講評の達成目的とすることとした。

～6月22日（水）～

8：30～ 研修生によるレポート発表・講評

私の司会進行により、前日に研修生らから提出を受けたレポートを講評することとした。その際、一方的に指導者側から講評を加えるのではなく、各グループごとに時間を配分し、その時間内で検討結果を要領よくまとめることを求めた。研修生からの発表を取りやめ、すべてを講評にあてることも検討したが、研修生たちが主体的に発表し、他の研修生に説明してその質問を受けるなどの過程を経た方が、迂遠かもしれないが、結局は、理解につながると考えたからである。

レポート発表においては、各グループを代表した研修生1名が、順次、グループ内で検討した原告に有利な事実及び被告に有利な事実を摘示し、その思考過程や理由などを説明した。そして、指導側が、その説明に現れた間接事実をホワイトボードに列挙した。

研修生たちの発表は、やや長くなりがち傾向はあったものの、堂々としたものであり、頼もしいものであった。また、各グループの発表に対する質疑応答も積極的になされ、活発な意見交換となった。

各グループが発表を終え、研修生らが挙げた間接事実について共通認識を得た後、これらを分類すると、借用証の作成経緯、原告から被告への金銭授受、貸付に至った経緯、被告の経済状況に分けることができ、これが争点となることについても共通認識を持つことができた。その後、研修生らの理解を確かなものとするため、日本人専門家が、検討結果を整理した上で表を作成して、研修生に配布した。

14：00～ 講義

関根教官及び神木専門家が、翌日から始まる模擬裁判に備えて、「口頭弁論手続について」「尋問・訴訟指揮における留意点等」について、講義をした。

まず、関根教官が、カンボジア民事訴訟法草案で求められている弁論準備手続の結果陳

述¹¹や、証拠調べの手続（人定質問、宣誓、質問の制限、異議¹²）などについて説明をしたほか、最終弁論、口頭弁論の終結など¹³についても説明した。また、神木専門家が、尋問においては、証人には一問一答式で質問すべきであることや、誘導尋問・誤導尋問についての説明、異議の方法についての説明などを行った。

講義内容は、具体的で技術的であったためか、研修生たちの関心は高く、活発に質問がなされた。

～6月23日（木）～

8：30～ 研修生による尋問事項検討

抽選により、既に分けられていた6つのグループの役割分担（裁判官役、原告代理人役、被告代理人役をそれぞれ2つずつ）を決定し、2つの裁判体を構成した。

そして、当事者代理人グループは詳細な尋問事項の検討、裁判官役のグループは手続進行の手順についての準備と尋問事項の検討をそれぞれ行った。この検討作業についても、日本側の専門家とカンボジア側の教官とが担当グループの指導を行い、質問に答えるなどした。

尋問事項の検討については、原告代理人役・被告代理人役いずれのグループも、スムーズに検討が進んでいるように思われた。裁判官役グループについては、弁論準備手続の結果陳述も裁判官に担当させることとしたため、戸惑いが多かったが、指導者側から、事件の概要や当事者の主張の要旨、争点等を明らかにすればよい旨アドバイスをしながら¹⁴、口頭弁論での式次第を作成させた。

14：00～ 模擬裁判（交互尋問）

原告本人役は私が、被告本人役は三澤教官が担当した。

配席等については、日本人専門家は特段指導せず、カンボジア教官・研修生に任せたとこ、次の図のようになった。

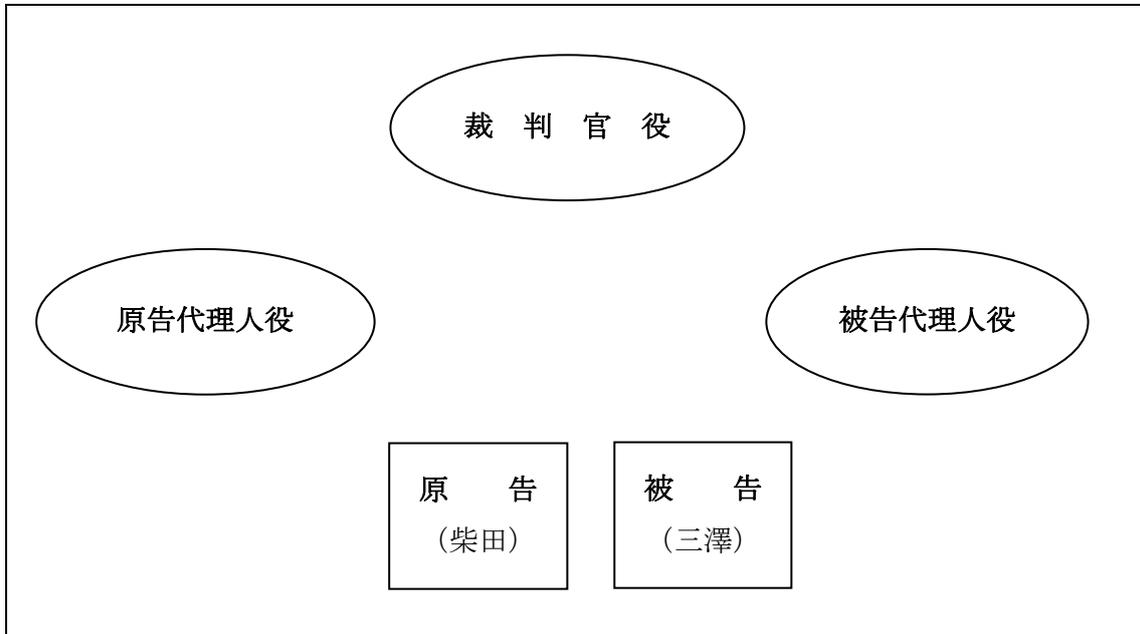
¹¹ カンボジア民事訴訟法草案第116条第1項「当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。」参照。なお、カンボジアでは、弁護士数が少なく、訴訟の大半が本人訴訟となる可能性が高く、当事者が弁論準備手続の結果を陳述することは実務的に期待できないと思われたことから、現地セミナーにおいては、裁判所が代わって行い、両当事者に異議がないかどうかを確認させることとした。

¹² カンボジア民事訴訟法草案第139条は、日本民事訴訟法規則第115条、117条と同様の規定をおいている。

¹³ 本人尋問については、宣誓義務に関する証人尋問の規定は準用されていない（カンボジア民事訴訟法草案第141条参照）。

¹⁴ カンボジア民事訴訟法草案第2項「第1項の陳述は、口頭弁論におけるその後の証拠調べによって証明すべき事実を明らかにしなければならない。」参照。

法廷のようす
(壇上)



一般席(壇下)

模擬裁判は講堂で実施し、法廷は壇上に設定されていた。

私と三澤教官が、講堂の壇下に設定されている一般席に着席していたところ、裁判官役研修生が入廷し、原告・被告が一般席に着席したままの状態、口頭弁論が開始された。

冒頭の手続については、弁論準備手続の結果陳述について指導したほかは研修生に委ねたところ、口頭弁論の開催宣言、事件番号、当事者及び代理人の紹介、請求内容や裁判官の構成の紹介、原告と被告の人定質問、それから弁論準備手続の結果陳述という順に口頭弁論が進められた。

人定質問においては、氏名・年齢・職業・住所に加えて、両親の氏名や婚姻歴まで尋ね

られ、予期していなかったため戸惑ったが、確かに、カンボジアの実際の判決書には、両親の氏名や当事者の婚姻暦も記載されているから、それがカンボジアの現行実務なのであると思われた。

その後、本人尋問が開始されたが、本人の宣誓は行われなかった。カンボジアの現行実務では、本人尋問の際には宣誓を実施していないからであると思われた¹⁵。



尋問においては、尋問の目的が意識されておらず、当該人証により何を立証しているのかを考えずに漫然と尋問を行う傾向があった。

例えば、本件では、借用証（XE1）に金額欄の記載がないが、それにもかかわらず原告はこれを自らの主張する貸金の証拠として提出している。そうすると、原告は、金額の記載がないにもかかわらず借用証が貸金の証拠であることについて、人証により立証する必要があることになり、原告本人の主尋問により借用証の作成経緯等についての原告の主張の事実を立証する必要がある。ところが、研修生にはそのような意識はなく、原告本人の主尋問で借用証の作成経緯が全く質問されなかった。借用証の作成経緯という争点が借用証の証拠価値を評価する上で必要であるという認識が乏しい上、書証等によっても明らかとならない事実について、本人供述も含めた人証により立証するという発想になじみがなく、主尋問において自らの主張する事実が明らかになるように尋問を組み立てることが困難であったものと思われた。

この日は、裁判体1の本人尋問を終え、裁判体2の原告の主尋問まで終了した。

～6月24日（金）～ 交互尋問

¹⁵ カンボジア民事訴訟法草案第140条第1項は「裁判所は、当事者本人を尋問することができる。この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。」と規定し、同草案第141条第1項は、宣誓義務等に関する証人尋問の規定の適用は除外している。



裁判体1・2を通じての感想であるが、研修生たちは既に裁判実務を見てきているせいか、訴訟指揮はなかなか堂々としていた。特に、弁論準備手続の結果陳述は、民事訴訟法草案において初めて採用された制度であり、研修生にとっては未知のものであったにもかかわらず、日本側の専門家の講義及びカンボジア側教官の補足説明を踏まえて、弁論準備手続においてなされた主張や証拠の弁論への上程や争点の確認を行っていた。

裁判体1・2を通して、交互尋問においては、いわゆる異議（質問制限の職権発動を求める申立）の応酬が目立った。代理人役研修生は、自分に不利な質問が相手方からなされるとすぐに異議を出す傾向が見られ、しかも、明文で定められた質問制限事由を意識しないものが多かった。また、裁判官役研修生も、異議に対して明確に判断を示すことなく、「争点に関係のある質問をして下さい」などと言ってごまかすことが多かった。しかし、交互尋問になじみがなく、異議についてもほとんど知識がないという現状からすれば、やむを得ないことであると思われた。

また、裁判官役研修生は、重複尋問の異議を安易に認めながら、「裁判所はすべての事実を知りたい。」などと述べて補充尋問で自ら当該事項についての質問をしたり、争点と無関係な質問をするなどしていた。当事者主義を前提とする交互尋問における補充尋問のはずであったが、職権主義からの発想の切り替えができなかったのだと思われた。

裁判体2の尋問は長くかかり、1日を使ってようやく裁判体2の尋問もすべて終了した。

～6月25日（土）～

8：30～ 尋問についての講評



木内秀行弁護士の司会進行により、尋問についての講評が行われ、実際になされた尋問をいくつか取り上げてその問題点を具体的に検討し、争点を意識し、目的を持って尋問を行うべきことをわかりやすく説明した（詳細については、木内弁護士に譲る。）。

14:00～ 最終準備書面・判決書起案

原告代理人役・被告代理人役・裁判官役グループに分かれ、各グループごとに最終準備書面・判決書の起案を行った。日本人専門家、カンボジア側教官は、各グループの起案に関してアドバイスをし、質問に答えるなどしたが、起案時間が限られていたため、起案内容に関する問題点については積極的に助言はせず、後日に予定されている講評においてまとめて指導することとした。

～6月26日（日）～ 休み

指導側は、最終準備書面・判決書の翻訳にあてた。

～6月27日（月）～ 休み

日本人専門家は、起案講評のための検討会を開いた。

これまでも述べたように、研修生たちに間接事実の積み重ねにより主要事実を推認するという考え方がないことは、判決書や最終準備書面の書き方にも現れていた。

本件は、原告と被告の言い分が真っ向から食い違っており、決定的な書証もないという事案であった。したがって、最終準備書面においては、それぞれ争点について自らの主張が証拠に裏付けられていて合理性があることを積極的に主張する必要があるとし、判決においては、争点について、原告の主張、被告の主張のいずれを信用するかについての判断

を示した上で結論を出す必要があると思われた。しかしながら、原告・被告の最終準備書面のいずれも、自らの拠って立つ主張が証拠により裏付けられていることを示すものではなく、排斥する方の主張の不合理性のみを指摘するという特徴が見られた。判決書については、いずれのグループも棄却判決であったが、原告の主張の不合理的な点を挙げるだけで、争点について証拠に基づく判断を示した上で、結論を導き出すものではなかった。研修生によるグループ・ディスカッション、レポート作成と発表、これに対する講評というプロセスを通じて、争点を明確化し、争点の所在についての共通認識を形成することを図ってきたが、間接事実から主要事実を推認するという発想がないために、間接事実レベルの争点が結論にどのように関わってくるのかを意識できなかつたものと思われた。

また、研修生の起案した判決書や最終準備書面においては、原告・被告の言い分について、これを補強する書証や第三者証人が存在するか否かを検討するという手法で事実認定が行われており、原告・被告の本人供述をそれ自体独立の証拠方法として認識し、書証や証言のない事実について本人供述から認定することや、その前提として、本人供述の信用性を吟味するという考え方が乏しいことがうかがわれた。

～6月28日（火）～

8：30～ 最終弁論

14：00～ 判決言渡し

裁判体1・2とも、原告の請求を棄却するとの内容であった。

～6月29日（水）～ 起案講評

三澤教官の司会進行により、全起案に共通した問題点（民法草案の理解が誤っていること、主張と証拠の峻別の理解が不十分であること等）に関して指摘した後、各起案について講評をした。その際、できるだけ研修生から発言させるようにし、双方向的な議論を心がけた。

～民法草案の理解について～

例えば、民法草案では、消費貸借契約について、貸主・借主の合意により成立するとし、契約書を作成することを要求していない¹⁶。しかし、現行のカンボジア政令第38号57条は、消費貸借契約

¹⁶ カンボジア民法草案第575条「消費貸借とは、貸主と呼ばれる当事者の一方が金銭、食料品、穀その他の代替物を、一定の期間、借主と呼ばれる他の一方の自由な利用に委ねる義務を負い、借主が、その期間が経過した後に、借主から受領した物と種類、品質及び数量が同等の物を貸主に返還する義務を負う契約をいう。」、同草案第576条「消費貸借契約は、貸主と借主

は書面でなされなくてはならないと定めている。研修生に対しては、繰り返し、民法・民事訴訟法両草案に基づいて模擬裁判を実施する旨説明したが、研修生の判決起案（請求棄却）では、適式な契約書が存在しないので消費貸借契約は無効であるとしているものがあり、消費貸借契約＝契約書作成という固定観念から逃れることができないようであった。

このことから明らかなように、今後、養成校における指導においては、新法と従来の規定や実務との相違点を強調しながら指導する必要があることを痛感した。

～主張と証拠の峻別について～

本件では、直接証拠が原告本人供述あるいは被告本人供述しかないという間接事実が多くあったが、研修生の起案では、例えば、「書証も第三者証人もいないので、被告が借用証を破った事実は認められない」としてそのような事実を認定できないと判断する例が多かった。しかしながら、これでは書面が作成されず、客観的な第三者も立ち会わずに行われた事実については、およそ認定される可能性はないことになる。また、このような場合に、間接事実から推認するという方法もそれほど採られていないと思われた。

日本的な真実発見という観点からは、このような事実認定はきわめて不合理であるが、研修生たちは、書証、第三者証人がないという一事をもって事実主張を排斥することに違和感がないように見受けられた。また、研修生の説明によれば、信用性のない供述（おそらくは書証と整合しない供述）は、そもそも証拠としての価値がないとの考え方であり、相反する証拠のうち信用しない方は証拠ではないのであるから、いずれを信用し採用するかという問題が起こることがないようである。これでは、証拠の信用性判断はまさにブラックボックスの中で行われていることになる。

研修生が上記のように考える背景には、契約には常に契約書を作成するという慣行が存在するのかもしれない。また、日本の実務とは異なり、本人の供述を重視しないという文化が存在するのかもしれない。さらには、書証や第三者証人がないという事実をもって事実主張を排斥するという実務もあり得る。したがって、一方的に日本の方法を押し付けることはできない。

したがって、今後、カンボジアが、新法に基づいた民事裁判においてどのような実務を選択するのか、カンボジア教官と協議をすることが、研修生に対する指導の前提となることを痛感した。

～研修生からの謝辞及び学院長からの挨拶～

の合意のみによって成立する。」参照（なお、条文番号については、2005年6月当時。その後の条文修正等により、条文番号は現在のものと異なっている。）

講評の最後に、研修生の代表者から謝辞が述べられた。そして、ヴァン・パン校長、テップ・ダロン学院長から、閉会の挨拶があり、テップ・ダロン学院長は、現行の実務から新しい法律に基づく実務への発想の切り替えが重要であるなどと述べた上、日本側に対する謝辞が述べられた。

6 最後に

模擬裁判は、研修生たちには新鮮だった様子で、好評だった上（資料3：アンケート参照）、研修生に対して新法の手続を模擬体験させ、教官たちに指導方法を学んでもらうなどの目的も、一応達成することができた。養成校と連携しての事務手続も比較的スムーズに行われ、予定どおり進行することができた。

今回のセミナーを通じて、研修生の草案に対する理解の程度や、現行手続に関する知識を前提とした発想方法について、認識することができた。そして、今後、間もなく成立する民法・民事訴訟法両草案に基づく民事裁判実務を教えるには、その前提として、どのような実務を確立していくべきかをまず考える必要があること、それはカンボジア側の手により行われなければならないことも痛感した。

カンボジアにおける法曹養成は始まったばかりであり、カンボジアの法曹養成に対する日本の支援のあり方について、試行錯誤を繰り返しているところである。今回の現地セミナーにおける経験を生かし、カンボジアに民法・民事訴訟法両草案に基づく裁判実務が定着するよう、そして、優秀な法曹が数多く出現するよう、これからも努力したい。

参加者リスト

日本側専門家

三澤あずみ(国際協力部教官)

関根澄子(同上)

柴田紀子(同上)

神木篤 JICA 長期専門家(法整備支援プロジェクト)

坂野一生 JICA 長期専門家(同上)

木内秀行弁護士(日本弁護士連合会。6月23日～6月25日の参加。)

カンボジア側教官

養成校教官6名(一部弁護士養成校教官も兼任)

Mr. VANN Phann

Mr. YOU Bun Leng

Mr. SOM Seryvuth

Mr. MONG Monichariya

Mr. SALY Theara

Mr. PEN Pichsaly

弁護士養成校教官5名

Mr. HENG Poug

Ms. CHREA Dalya

Mr. YIM Sary

Mr. MOM Luch

Mr. SUOUG Sophal

研修生合計65人

養成校50人

弁護士養成校15人

通訳

諏訪井廉 JICA 短期専門家(日本語・クメール語)

現地アシスタント2名(英語・クメール語)

(なお、坂野一生専門家にも随時御協力いただいた。)

資料2

現地セミナー(合同研修)日程表

月 日	曜	8:30	12:00	14:00	17:00	備考
6 /月 20		8:30	オリエンテーション・講義 講義内容「新民事訴訟における争点整理について」(仮) 関根澄子法総研教官(予定)	14:00	模擬裁判教材の検討・争点整理 (グループ討論・レポート起案)	
6 /火 21		8:30	模擬裁判教材の検討・争点整理 (グループ討論・レポート起案)	14:00	模擬裁判教材の検討・争点整理 (レポート発表準備等)	
6 /水 22		8:30	模擬裁判教材の検討・争点整理 (レポート発表・講評)	15:00	講義 講義内容「尋問・訴訟指揮における留意点等」(仮) 神木篤JICA長期専門家(予定)	
6 /木 23		8:30	交互尋問準備 (グループ討論)	14:00	交互尋問1(第1グループ)	
6 /金 24		8:00	交互尋問(第1・第2グループ)	14:00	交互尋問(第2グループ)	
6 /土 25		8:30	交互尋問についての講評	10:30	最終準備書面・判決書起案 (グループ討論・レポート起案)	
6 /日 26		休み				
6 /月 27		休み				振替
6 /火 28		8:30	最終意見陳述	14:00	判決言渡し	
6 /水 29		8:30	判決起案等についての講評	14:00	判決起案等についての講評	

2005年6月20－29日実施模擬裁判

研修生アンケート

1. 理解度について

- (1) 民事訴訟法草案による基本手続
- | | |
|-----------|------|
| 理解できた。 | = 49 |
| 理解できなかった。 | = 04 |
- (2) 交互尋問の方法
- | | |
|-----------|------|
| 理解できた。 | = 53 |
| 理解できなかった。 | = 01 |
- (3) 事実認定の方法
- | | |
|----------|------|
| 理解できた | = 50 |
| 理解できなかった | = 04 |

研修生からのコメント（抜粋）

- ・ 主張と証拠の違いがよく分からない。
- ・ 6月20－29日の合同研修後、学校で学習したよりも理論をよく理解できた。

2. グループディスカッション及び報告書、書類作成（複数回答可）

- | | |
|------------------------|------|
| 他の学生との議論を通じてよりよく理解できた。 | = 43 |
| 各グループの学生数が多かった。 | = 10 |
| 何を議論し、報告すべきか理解できなかった。 | = 12 |

研修生からのコメント（抜粋）

- ・ グループディスカッションで様々な意見をまとめ、良い意見に達することができた。
- ・ 最初、報告書に記載すべき内容が分からなかったが、ディスカッションの後で分かり、事実について詳細な議論を行った。
- ・ この模擬裁判は、司法官職養成校と弁護士養成校が協力して解決方法を見つけるために非常に重要である。

3. 交互尋問

交互尋問は役に立った	= 50
交互尋問は役に立たなかった	= 03

研修生のコメント

- ・ 新民事訴訟法草案を理解するために、これは学生にとって最良の経験であった。
- ・ この活動は知識を深め、実務を知るために効果的であり、将来の裁判官又は検察官にとって重要な経験となった。

4. (1) 講義及び講評 (2) グループディスカッション (3) 交互尋問の練習の時間配分

(1)から(3)の時間配分は適切であった	= 46
(1)から(3)の時間配分は不適切であった	= 04

回答が「時間配分は不適切であった」である場合、次の質問に回答して下さい。

講義及びコメントセッションは長すぎた。	= 02
グループディスカッションは長すぎた。	= 04
交互尋問は長すぎた。	= 11

5. 模擬裁判教材 について

理解できた。	= 43
理解できなかった。	= 0
複雑すぎた。	= 15
簡単すぎた。	= 01

研修生のコメント (抜粋)

- ・ 講師は、事案の結論を説明すべきであった(どちらの当事者が勝ったのか? 判決文の正否は?) この事件が日本で起きたのであれば、その判決を教えて欲しい。
- ・ この事案は、両当事者にとって公平な解決策を見出すのが複雑である。

カンボジア王国王立司法官職養成校 民事模擬裁判に参加しての感想

弁護士 木内 秀行

2005年6月20日より29日まで、カンボジア王国王立司法官職養成校（以下「司法官養成校」という。）の民事模擬裁判が行われた。当職は同年6月22日より25日までプノンペンに滞在して交互尋問の準備における司法官養成校研修生に対するアドバイス並びに交互尋問の傍聴及びその講評を担当させていただいた。

6月22日夕刻に当職がプノンペン到着後、法務省法務総合研究所（以下「法総研」という。）三澤教官及び柴田教官並びに JICA 専門家坂野氏とともに日程の確認、これまでの進行状況及び今後の進め方について協議を行った。6月20日から22日までの間、法総研関根教官による争点整理に関する講義や JICA 専門家神木弁護士による尋問・訴訟指揮に関する留意点に関する講義が行われるとともに、研修生によるグループディスカッションの形式による教材にかかる事案分析・争点整理が行われ、事案における争点及び原告に有利な事実や被告に有利な事実を整理したメモ（以下「争点・事実整理メモ」という。）がすでに作成されていた。私が事前に柴田教官から送付を受けていた事件記録と照らし合わせると、当該メモは本件に必要な主張をほぼ網羅しており、後は当該メモに指摘された事実をもとに裁判官を説得するため研修生がどう工夫してくるかを楽しみにしていた。

6月23日、午前8時より8時30分まで、関根教官による口頭弁論手続の概略の説明の講義がなされた後、午前中（午前9時から正午まで）に、上記争点・事実整理メモをもとにした尋問事項の作成が、各グループに分かれてグループディスカッションの形式で行われた。2グループにつき3名ないし4名の指導者がつき、適宜質疑応答が行われた。私が付いたグループでは、特に指導者に対する質疑応答は行われなかった。他のグループでは指導者との質疑応答が行われたが、それは訴訟の手續上の事項についての質疑応答であり、尋問事項の内容についての質疑応答はなかったようである。グループによるばらつきはあったものの、各グループは概ね時間内に尋問事項を作り上げたようであり、中には早々に議論を切り上げて教室を出るグループもあった。事件の内容を見ると、午前中だけで尋問事項を作成するのはちょっときついかなどと思われ、また自らの法的主張を基礎付けるためにどのような事実を重点的に聞けばよいかなど、尋問事項の内容についての質問がみられなかった。そのため、尋問事項が議論により練られて作成されたかどうかについて若干の疑念と心配があったが、それは当日午後の交互尋問で見事に的中するのである。

6月23日午後及び24日終日に渡り交互尋問が行われた。研修生にとっては交互尋問は初めての経験であったが、特に堅くなる様子もなく、割合よどみなく聞いているようであった。また、裁判所の弁論準備手続の結果陳述は、きちんと争点を示して良くできていた。しかしながら、尋問の内容については、以下の点を指摘することができる。即ち、技術的な面からすると、(1)重複質問が多い、(2)一つの質問で二つ以上の答えを要求して長い質問を行っている。その結果、質問を受けている本人は何を答えて良いのか混乱し、かつ、誤導尋問となっている、(3)書証に関して言及して尋問する際に、書証を証人に示していない、(4)相手の尋問に対して異議を述べるときに、異議事由を端的に示さず、異議事由となる事由（例えば、重複尋問、相手を困惑させる尋問等）と関係ない事項を延々と述べて異議を述べ、これに対して相手の代理人がまた異議事由と関連しない事項を延々と述べ、最後は代理人同士の議論になってしまう、(5)尋問の場で代理人が自分の意見を滔々と述べてしまい、証人に事実を聞かない、(6)証人に対して証人の意見を聞いてしまう、(7)誘導尋問や誤導尋問、重複尋問の時に異議をタイミング良く述べない、(8)証言対象を特定しないで尋問をする（例えば、「銀行に行ったかどうか」を聞くに当たり、それが結局どの銀行か「プノンペン銀行」か、「カンボジア銀行」かを明らかにする質問をしていない。）等、数え上げるときりがないほど指摘すべきポイントがあった。しかし技術的な点の習得には実務での慣れなど一定の経験も必要なのでやむを得ないかとも思える。むしろ問題なのは、自らの請求を基礎付けるための事実は何で、それを証明するため証人から何を聞いたらいいいのか、という根本的な問題意識が研修生の間に希薄だったことである。具体的には、(1)本件の最も重要なポイントとなっている事項（書証の成立過程）についての尋問が十分になされず、逆に立証に関係のない事項についての質問が多い。(2)準備書面に記載されている間接事実であって、書証により証明されていない事項についての尋問が漏らされている。(3)せつかく「争点・事実整理メモ」で、必要な間接事実がリストアップされているにもかかわらず、当該事実が十分かつ詳細に聞けておらず、事前に争点・事実整理をした意味が失われている。研修生にとっては初めての試みだったのでやむを得ない点もあっただろうが、もっと午前中の尋問事項検討でしっかり上記の根本的な問題意識をもって尋問事項を詰めていればこんなことにはならなかっただろうにと思った。ここで私は、尋問技術云々という細かい問題よりは、むしろ自らの請求を基礎付けるための事実は何で、それを証明するため何を証人から聞くか、言い換えれば「目的を持った証人尋問」という根本的観点を軸にすえたレベルの講評をせざるを得まいと感じた。

関根教官が書記官役として尋問内容を全てパソコンに入力してできあがった尋問調書を、交互尋問の終了後三澤、関根及び柴田の各教官、神木弁護士、坂野専門家並びに当職が集合した上で検討し、この尋問はどこに問題があるか、そのときの裁判所の態度はどうであったか、そのとき結局どうすればよかったか、どのように、何を聞けば良かったかを徹底的に議論した。民事模擬裁判傍聴及び尋問事項の検討を通じて私が感じたことは、研修生が訴訟物—主張—立証のピラミッド構造を十分理解しておらず、そのため、当事者が自分の主張を認めてもらうために何を立証すべきかを十分わかっていないのではないかとということであった。それゆえ、私としては、主張と立証の関係を理解した上で当事者が自分の主張を基礎付ける

ために証人から事実を引き出すという尋問の目的を明確に意識して尋問を行うべきであることを軸にすえて講評をすることを考えていた。そこで、講評の中身としては、(1)尋問の目的を明確にすること、(2)主張と証拠の峻別を明確にすること、(3)証人尋問では、その人証でなければ立証できないことを聞くこと、(4)その他尋問に関する技術上の注意、という四つの柱を講義の柱として立て、これに沿って個々の尋問の問題点を具体例として配列しつつ説明する、という方針で講評を行うことが定められた。また、講評の方式としては、(1)講評の司会及び主たるコメンテーターを当職が行うが、当職の他、三澤、関根及び柴田の各教官、並びに神木弁護士及び坂野専門家の6人で、パネルディスカッション形式で講評を行い、各人が随時思い思いのことを述べ、かつ(2)講評の際には研修生を指名するなどできるだけ研修生に参加してもらい、インタラクティブな形で活気のある講評を行うこととされた。

6月25日午前8時30分より正午まで、交互尋問の講評が上記の通り当職を司会及び主コメンテーターとしつつパネルディスカッションの形で行われた。始めに関根教官が手続面での講評を30分ほど行い、その後尋問の内容面についての講評が上記の形で行われた。当職が講評を行うに当たっては、この事件で最も重要な証拠は何か、なぜその証拠が重要か、その証拠にはどのような問題点があってそれほどのようにして補うことが必要か、といった事項をまず学生に質問し、学生の答えを元にしながら講義を行う方式をとった。そのため、講義が一方通行になることなく、研修生が講義に主体的に参加しかつ熱心に聴講することとなったと考えられる。また、パネルディスカッション形式を採った結果、随時各パネラーが適切な発言を行い、意義のあるコメントを研修生が聞くことができた。新民事訴訟法の条文を持っていない学生がたまにいたり、携帯電話を講評中に鳴らしたり、よそ見をしたりしている学生がいたりとし失望する場面もあったが、全体としては聴講態度は熱心であったと言えよう。

今回の民事模擬裁判は研修生にとっては初めての経験であり、なかなか大変だったと考えられる。しかし、しっかりした日程管理及び指導のもと、充実した争点及び事実整理の訓練、並びに尋問の訓練ができたものと考えられる。また、司法官養成校の企画に弁護士養成校の研修生が参加したことは、日本の司法修習のように法曹一元を徹底した形での修習が行われていないカンボジアにとっては、法曹一元の意識を養うのに良い経験であったと思う。私の講評を聞いた人たちがカンボジアにおける法の支配を支える即戦力として人権擁護のために働いてくれるかと思うと喜びに耐えない。また、今回一緒に仕事をさせていただいた三澤、関根及び柴田教官、並びに神木及び坂野専門家には大変お世話になり感謝している。またいつの日か同様の仕事の機会があることを楽しみにしつつ筆をおく。

～国際協力の現場から～

韓国から・・・そして、カンボジアから・・・

主任国際協力専門官 土 屋 佳 代

○ 国際協力部への異動の内示を受けて・・・

約1年前、突然かかってきた電話が「大阪にある法務総合研究所国際協力部に人事異動」の内示でした。どんな業務をしているのかも、いったい自分が務まるのかも全くわからない不安でいっぱい私が「当然、英語は話せるよね？」と追い打ちをかけるように当時の同僚から言われ、「こうなりゃ、『当たって砕けろ！』しかない」とこの世界に飛び込んで早9か月が過ぎようとしています。「なんて場違いなところに来てしまったのだろう。」と思い悩みながら、国際協力部で歩き始めたばかりの私ですが、昨年の秋に訪れた韓国とカンボジアでのお話をこの紙面を借りてお伝えしたいと思います。

○ 日韓パートナーシップ研修の事務担当として

この研修は、日本の法務省及び裁判所に勤務する職員と韓国の大法院・各級法院に勤務する職員が、所掌事務に関する制度上及び実務上の問題点について相互に意見を交換して検討し、双方の職員の資質の向上を図り、両国の制度の発展と実務の改善に寄与させるとともに、両国間におけるパートナーシップを醸成することを目的として実施されているもので、今回で7回目を迎えます。この研修の特色は、「日本セッション」と「韓国セッション」と2つのセッションから成り、研修員が相互に両国を訪問し、登記所や裁判所等の訪問や実務研究を通して両国が対等の立場で研修を行う点にあり、『研修』より『研究』の色合いの濃いものと言えるかと思います。

振り返れば、2005年6月17日、羽田空港の国際線到着ロビーで「환영 한국대법원 일본에 잘 오셨습니다 (歓迎 韓国大法院 ようこそ日本へ)」と書いた紙を持って、研修員等が到着するのをドキドキしながら待っていたことを懐かしく思い出します。同じ日本人でさえ、初対面の人物に会うときには緊張するものですが、その時の私は、顔を写真で見たことはあっても言葉の通じない人たちをお迎えすると思うだけで地に足がついていませんでした。私が掲げている案内を見つけて研修員がこちらに向かってきたとき、せっかく覚えたあいさつはどこへやら・・・「ア、ア・・・アニョ・・・ハ・・・」と言葉に窮したことも、今となっては笑い話にすぎませんが・・・。

空港から浦安総合センターに向かうバスの中で、私の存在は全く眼中にない様子で研

修監理員と話し込んでいる研修員は、少しでも日本での研修に備えて不安をぬぐい去ろうとしているように見受けられました。しかし、話題の中心は「土屋さんは何歳なのか？」だったらしいのです（そのときは、私の年齢のことが話題の中心になっているとは思ってもみませんでした。）。「なんだ、そんなことか！」と思われるかもしれませんが、女性に年齢をたずねるなんて失礼とを感じるかもしれません。しかし、家族を大切にし、年長者に対して敬意を払うという儒教の国で育ってきた彼らにとっては、自分より年上か年下なのかということは、これから一緒に行動する上で非常に重要なことなのです。研修の間、韓国の研修員の行動を見てるとその儒教の精神が自然と現れていたように感じました。また、新浦安駅前の国際電話用の公衆電話で家族にたびたび電話をかけている姿を見るにつけ、日本でもつい最近まで見受けられた風景で懐かしい思いがするとともに、私たちは時代の流れの中で何か大切なものを見失ってきたのではないかとも思われました。

ところで、この研修では不動産登記制度、商業登記制度、民事執行制度をテーマとして取り扱っています。昨年、日本では約100年ぶりに不動産登記法の大改正が行われたところであり、一方、韓国でも登記制度のオンライン化に向けて法改正が行われている最中であることから、お互いの登記制度を学び、比較研究することによって両国の制度の発展と実務の改善に寄与する点で、講義・実務研究とも大変意義のあるものでした。また、今回初めてテーマとして取り上げた戸籍制度では、2005年3月に韓国民法が一部改正され（2008年施行）、韓国における戸籍制度が大幅



【韓国大法院にて】

に変わる過渡期に、韓国の戸籍事務担当者から直に講義を受けることができたことは有益だったと思います。登記制度、民事執行制度、戸籍制度とも、国民に身近でかつ電子化という時代の流れに沿ったものにしていこうとする姿勢、また、国民の利便性と真正な情報の担保との両立を目指そうという点においては日本・韓国とも同じであり、お互いに学ぶべき点は多々あったことでしょう。熱心に講義を聴き入る姿はもちろんのこと、お互いの見学先で、熱心に説明を聴き時間の許す限り質問を投げかける姿はとても印象に残りました（法務局出身の私にとっても、日本及び韓国における講義や見学は貴重な体験でした。）。

さて、この研修ではそれぞれの研修施設（日本では浦安総合センター、韓国では大韓民国法院公務員教育院の研修施設）に全員が宿泊し、1日のほとんどの時間を共有することになります。両国の研修員がポケットに紙とペンを忍ばせ、ことあるごとにそれらを取り出して筆談（韓国側は漢字をある程度理解できます。）する姿や、実務研究においては、お互いに顔を寄せながら討論し、パートナーを理解しようとする姿は何にも代え難い光景でした。また、講義終了後には研修員等による卓球大会が行われ、国別対抗や日韓でペアを組んでの対戦を通じて、言葉の壁を越えた時間を過ごすことができました。



【実務研究課題検討風景（浦安総合センター）】

韓国セッションでの「最初に出会ったときは『よろしく』と握手をし、彼らが日本を離れるときは『また韓国で再会しよう』とお互い肩をたたき合い、今回はお互いに抱き合って再会を喜び合いました。」という研修員の一言は、お互いの親交が深まっていく様子を如実に現していると感じると同時に、その気持ちが手に取るように理解することができました。また、韓国滞在最後の歓送会では、最後のあいさつで日本の研修員が感極まって言葉にならない一幕もあり、同席した私自身も胸が熱くなりました。

昨今の「韓流ブーム」で、韓国は「近くて遠い国」から「近くて近い国」に変わりつつあるように感じられます。しかし、歴史的な問題を始めとして様々な問題が立ちはだかっていることも事実です。

大法院の大法廷を見学した際、「現在空席になっている4名分の裁判官の席は、韓国が統一されたとき使用されることになります。」と聴き、また「板門店は韓国の悲しい歴史です。」と研修員が呟くのを耳にしたとき、韓国の方々の「民族」というものに対する熱い気持ちを感じると同時に、我々には少し理解し難い感覚かもしれないと思ったものです。しかし、お互いに理解が困難な部分はあるにしろ、相手を理解しようとする気持ち、

何とか相手のために尽力しようとする姿勢を通じてお互いの絆は深まっていくのではないかと思います。

この研修を通して、6月の日本セッション終了後からお互いのパートナーのために資料を収集し10月に向けて準備した研修員、日本セッションで回答できなかったことについて研究し韓国セッションで発表するとともに、韓国出発前に「これからの実務の参考になれば」と自分が日常業務で使用している大切な図書をパートナーにプレゼントした韓国研修員、そういった研修員の姿はとても印象的でした。今回の研修で培われた人間関係が途切れることなく、より深くかつより広く継続して行ってほしいと願わずにはいられません。そして、その人間の絆を通して、人間の幅を広げ互いに切磋琢磨にしていくことができれば、「日韓パートナーシップの醸成」という目的を達成することができるものと信じています。私自身、この度の研修でそのお手伝いのできたのであれば幸いです。

○ カンボジアへの訪問

今回、私は2005年9月27日から同10月14日まで実施された「カンボジア法曹養成支援本邦研修」フォローアップセミナー及びカンボジア法曹養成プロジェクトの進行に関する王立司法学院（以下 RAJP という。）関係者との協議のため短期専門家として派遣された国際協力部関根澄子教官、同柴田紀子教官に同行して、2005年11月20日から同26日までカンボジアに行っていました。

プノンペンに到着したのは夜であったため、町の様子をはっきりとは掴めませんでした。街灯も信号機も少なく、屋台が少し目につくぐらいで田舎町という印象を受けたのも事実です。

ところが、朝になってみると、たくさんの車とバイクが行き来する道路、そしてクラクションの音にびっくり…。そして、バイクには1人ではなく3人、いや5人？（運転手と子供をおぶった母親とその子供2人）が乗っているではありませんか。聞くところによると、4人はまだ序の口だそうで、時には7人乗りということもあるそうですが。

車線のない道路を走る車の合間をぬって駆け抜けていくバイクタクシー、車とバイクの間を悠然と走るリヤカー、左手に野菜の入った袋を持ち、右手に一匹の鶏の首（ちなみに鶏は羽をばたばたさせていました。つまり“生”です。）を掴んでバイクタクシーにまたがる女性などを見るにつけ、この国の逞しさを実感せずにはいられませんでした。

また、東京、大阪、カンボジアを結んでのテレビ会議では、カンボジアで停電が発生し、会議が中断するというハプニングもありました。普段から、常時電気のある生活が身に染みている私は、慌てるというよりは呆然としたと言った方が正確かもしれません。部屋も真っ暗なら周囲も真っ暗。外に出ても、自分たちが乗ってきた車さえわからない状況でした。光といえば、自分の持っている携帯電話画面の明かりのみでしたが、そのわずかな光に照らされた私の顔はまるで暗闇の中の幽霊のようで、周囲の失笑（爆

笑?)を買ったことが懐かしく思い出されます。

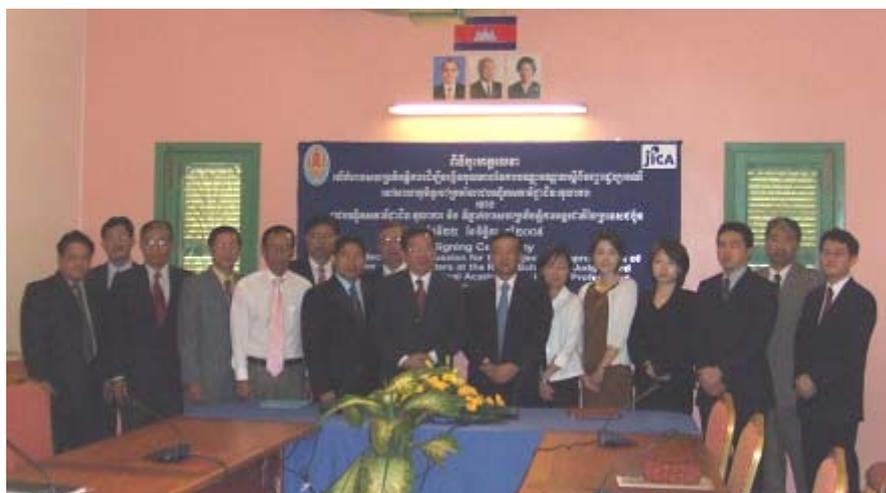
ところで、カンボジアでは、法曹養成ワーキンググループとのミーティング、現地での長期専門家や業務調整員及び JICA カンボジア事務所員との協議、RAJP に関与している他のドナーとの協議に参加させていただきました。当然のことながら、英語で行われた協議がほとんどであり、英語力が乏しい私にとっては協議についていくことそのものが至難の業でありましたが、現地での空気を肌で感じる貴重な機会となりました。



【WGとのミーティング（司法省）】

ワーキンググループとのミーティングでは、主に本邦研修のフォローアップを行うと同時に、養成校での民法講義レジメ作成や第二期に向けた教材の作成など今後の作業について確認が行われました。現在は通信網が発達し、実際に会わなくてもテレビ会議や e-mail 等でミーティング等は簡単にできるようになりました。しかし、実際に顔をつきあわせながらの協議や確認作業は、その場で相手の疑問に答えることができ、お互いに作業の方向性を確認することができます。そして、何よりも「ん？何かおかしいぞ?!」、「あっ、これは勘違いしているな。」といったことを肌で感じる事ができ、何にも勝るものはないと感じました。

また、11月22日には JICA と RAJP との間で、法曹養成支援プロジェクトの R/D 署名式が行われました。カンボジアにおける法曹養成支援はプロジェクト開始前の支援準備を含めると足かけ1年半以上の期間を要しており、2005年4月には王立司法官職養成校の組織再編という事態もあったことから、この署名には「やっとここまで来た。」という雰囲気と「さあ、これから！」という意気込みが感じられました。この署名に立ち会える機会など滅多にないことであり、そのような式に同席できたことは貴重な経験となりました。



【R/D 署名式
(RAJP にて)】

右から4、5番目
国際協力部柴田教
官、同関根教官】

今回のカンボジア訪問を通して、日本側とカンボジア側双方がお互いに顔を寄せ合い、対話を重ねながら一歩ずつ歩みを進めている姿を感じ取ることができたように思います。

そして、忙しい中でも労を厭わず、部会・研究会・講義や現地セミナー等に御協力いただいている法曹界等の先生方、現地で日本とのパイプ役を始め他の支援国との調整に奔走して下さる現地の方々、そしてカンボジアのワーキンググループ、それぞれの力が結集してこの法整備支援活動が支えられているのだと改めて感じた1週間でした。

○ 約1年間国際協力の現場に携わって

この約1年間、法整備支援研修や国際研修の事務担当として外国の方々と接しながら、歴史も生まれ育ってきた背景も異なる方々と接することの難しさを感じることもありました。そんな中で、相手を尊重し理解しようとする気持ちは大切であるが、相手のことをわかったような気持ちになることはあってはならないと感じています。

以前『家族と一緒に学ぶ仲間です。』と韓国の研修員に教わったことがあります。これからも、知恵と汗を出すことを厭わず、研修員を始め国際協力に関わっている方々と一緒に学んでいく姿勢を忘れずに、一歩でも先輩の国際協力専門官に近づけるよう(もし、再度この「現場から」に寄稿する機会があれば、『ネタがない』などと言うことにならないよう?) 歩んでいきたいと思っています。

ICD NEWS —LAW FOR DEVELOPMENT—

2005年（19号～24号）掲載記事索引

（なお、執筆者の肩書きは掲載時のものによる）

<ベトナム関係>

- ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割
ベトナム最高人民裁判所副長官 ダン・クアン・フオン 第20号 p.32
- ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価
九州大学名誉教授・弁護士 吉村 徳重
関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士 井関 正裕 第20号 p.39
- ベトナム民事訴訟法成立記念論集
- 我が国の起草支援—
法務総合研究所国際協力部教官 丸山 毅 第21号 p.5
- 成立の背景と審理手続の基本的特徴（第一審手続を中心として）—
九州大学名誉教授・弁護士
ベトナム民事訴訟法共同研究会座長 吉村 徳重 第21号 p.10
- 日本法と比較しての特徴（裁判官，監督審，緊急保全処分など）—
関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士
ベトナム民事訴訟法共同研究会委員 井関 正裕 第21号 p.58
- 非訟，国際民事訴訟及び判決執行手続の概説—
立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士
ベトナム民事訴訟法共同研究会委員 酒井 一 第21号 p.91
- 第13回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録 第21号 p.106
- ～ベトナム最高人民裁判所副長官 ダン・クアン・フォン氏を迎えて～
- ベトナムの2003年改正刑事訴訟法と新捜査体制
国際協力部教官 丸山 毅 第23号 p.1
- 講演録「ベトナム刑事捜査組織令」（2005.7.8&11開催） 第23号 p.19
講演者 ベトナム最高人民検察院検察理論研究所長ゴー・クアン・リエン
ベトナム最高人民検察院検察部副部長ヴ・チョン・トゥオン
- 外国法令
- ベトナム民事訴訟法和訳（仮訳） 第21号 p.126
- ベトナム刑事訴訟法（仮訳） 第23号 p.42
- ベトナム刑事捜査組織令（仮訳） 第23号 p.107
- ベトナム刑法（仮訳） 第23号 p.117

<カンボジア関係>

カンボジアにおける法曹養成支援

日本弁護士連合会国際室長・弁護士 矢吹 公敏 第 20 号 p.62
国際協力部教官 三澤あずみ

<ラオス関係>

外国法令

ラオス人民民主共和国「サワン・セノ経済特区」首相令

神戸大学大学院国際協力研究科教授 松永 宣明 第 22 号 p.92

<ウズベキスタン関係>

第 3 回ウズベキスタン国法整備支援研修概要

国際協力部教官 工藤 恭裕 第 19 号 p.3

カントリーレポート発表会

～ウズベキスタン経済裁判所と倒産制度～

最高経済裁判所副長官 アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ 第 19 号 p.10

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト

I ウズベキスタン倒産法注釈書支援プロジェクトの紹介

国際協力部教官 伊藤 隆 第 24 号 p.1

II カントリーレポート発表会（2005年5月27日開催）

－ウズベキスタン倒産法－再建型倒産処理手続きを中心に－

～ウズベキスタン倒産法の概要について～

大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫 第 24 号 p.13

～裁判上の再生支援手続きについて～

ウズベキスタン最高経済裁判所判事 ソリエフ・I・コミロヴィッチ 第 24 号 p.16

～外部管財手続きについて～

タシケント法科大学講師・弁護士 ロパエワ・N・ヴァシリエヴナ 第 24 号 p.20

III 現地フォローアップセミナー（2005年9月6日開催）

～日本の倒産実体法について－否認権と双方未履行契約の処理を中心に～

大阪大学大学院高等司法研究科教授 下村 眞美 第 24 号 p.41

～裁判上の再生支援と外部管財との比較について～

タシケント州経済裁判所判事 タジエフ・I・イサコヴィッチ 第 24 号 p.52

～日本の注釈書の様式とウズベキスタンの注釈書の様式との比較について～

ウズベキスタン最高検察庁上席検事

ホシロフ・E・ディルムロトヴィッチ 第 24 号 p.61

外国法令

ウズベキスタン共和国倒産法（仮訳）

第 19 号 p.14

<韓国関係>

第6回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）報告

—日韓両国における登記業務電算化の状況について—

国際協力部教官 伊藤 隆 第19号 p.94

資料1 韓国における登記業務電算化事業の概要とインターネット

発行サービスの主な内容

第19号 p.104

資料2 不動産登記簿謄本のインターネット発行サービスの施行案内

第19号 p.111

資料3 実務研究報告書

～外国法人の不動産登記能力について～

千葉地方法務局不動産登記部門登記相談官 荒井 義明 第19号 p.115

～親子間における利益相反行為と不動産登記について～

和歌山地方法務局登記部門登記相談官 金子 牧恵 第19号 p.124

～本人申請にこたえる登記所の取組について～

徳島地方法務局登記部門登記官 佐藤 典明 第19号 p.140

～支店所在地における登記をめぐる一考察～

法務省民事局商事課供託係主任 服部 弘幸 第19号 p.149

～不動産執行事件の配当において、共同担保が設定されている物件のうち、

一部の物件が先に配当された場合の後順位担保権者の代位権行使の要件～

最高裁判所事務総局民事局第一課課長補佐 関口 良正 第19号 p.157

<インドネシア関係>

講演録（第9回国際民商事法金沢セミナー 2005.2.17 開催）

インドネシアの海外投資環境

インドネシア大学法学部長 ヒクマハント・ユワナ 第22号 p.82

<中国関係>

日中知的財産権の保護に関する法制度の比較研究について

国際協力部教官 伊藤 隆 第22号 p.5

講演録 日中知的財産法制度の比較と展望（2004.12.8,10 開催）

北京林達劉知識産権代理事務所シニアパートナー 魏 啓学 第22号 p.9

研究報告書 日中知的財産法制度の比較と展望

北京林達劉知識産権代理事務所シニアパートナー 魏 啓学 第22号 p.48

<その他>

講演録（第9回国際民商事法金沢セミナー 2005.2.17 開催）

家族法のグローバル化と日本の民法

弁護士・元札幌高等裁判所長官 野田 愛子 第22号 p.75

タイにおける海外投資を取り巻く環境—投資紛争解決制度—

タイ最高裁判所長官府判事 ソラウィット・リンパランシー 第22号 p.86

<巻頭言>

法整備支援の更なる発展を目指して

法務総合研究所国際協力部長 相澤 恵一 第19号 p.1

大阪へ、そして大阪から

法務総合研究所長 大塚 清明 第20号 p.1

財団事務局長の仕事を振り返って

財団法人国際民商事法センター理事 金子 浩之 第21号 p.1

カンボジアに行ってきました

高松高等検察庁検事長（前法務総合研究所長） 大塚 清明 第22号 p.1

<特集>

財団法人国際民商事法センター特別顧問・前会長 伊藤 正氏追悼 第20号

財団法人国際民商事法センター理事長・元検事総長 岡村 泰孝

同 特別顧問・法務総合研究所参与 三ヶ月 章

同 理事 日野 正晴

同 評議員 本江 威憲

東京高等検察庁次席検事 栃木庄太郎

法務総合研究所長 大塚 清明

第6回法整備支援連絡会（2005.1.14開催） 第20号

ベトナム民事訴訟法制定 第21号

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト 第24号

<国際協力の現場から>

ゴトンロヨンの精神に触れて 主任国際協力専門官 土出 一美 第19号 p.166

世界を見る目、感じる心 国際協力専門官 石田 岳史 第21号 p.196

私の国際協力日記（石の上にも7年？）

武蔵野区検統括検務官（前統括国際協力専門官） 植田廉太郎 第22号 p.126

JICA事務所業務を通じて見たベトナム

独立行政法人国際協力機構(JICA)調達部コンサルタントグループ

コンサルタント契約第一チーム 相馬 厚 第23号 p.187

初めて国際協力に携わって 国際協力専門官 小岩憲一郎 第24号 p.101

－ 編集後記 －

寒い日が続いております。私は先日、インフルエンザにかかってしまいました。すぐに医者に行き、薬を服用したおかげで比較的早期に治癒し事なきを得ましたが、40度近い高熱が出て非常に辛い思いをしました。風邪同様、手洗いうがいは効果的とのこと。皆様も風邪など引かぬようお気をつけ下さい。

今回のICD NEWS第25号は、巻頭言を、国際協力部の法整備支援活動を支えていただいている財団法人国際民商事法センターの原田明夫理事長から頂戴いたしました。次に、カンボジア法整備支援の特集ということで、当部三澤、関根、柴田各教官による座談会では、派遣先の現地カンボジアでの経験を元に、カンボジアの生活習慣から法整備支援の難しさや楽しさ、やりがいなど多岐にわたり本音トークが繰り広げられておりますので、ぜひ御一読下さい。また、昨年6月にカンボジアで実施したセミナー（模擬裁判）について、当部柴田教官の報告を、同セミナーに参加した木内秀行弁護士の御寄稿を掲載いたしました。国際協力の現場からでは、当部土屋主任専門官の日韓パートナーシップ研修の様子やカンボジアを訪問した際の話などを掲載しております。このように従来号より厚さはやや薄い今号ですが、内容は非常に盛りだくさんとなっております。また、巻末には、昨年発行しましたICD NEWS（第19号から第24号）の索引を国別・テーマ別に掲載しておりますので、御活用いただければと思います。

さて、国際協力部では、2月6日から、国際民商事法研修（テーマ：海外直接投資を取り巻く法的枠組み－国際会社法、3月10日まで）、カンボジア法整備支援研修（テーマ：カンボジア民法・民事訴訟法制定、2月17日まで）、ベトナム法整備支援研修（テーマ：法曹養成、2月17日まで）が始まり、2月20日には、「アジア諸国における国際的M&Aの展望」をテーマとする、第5回国際民商事法シンポジウムが開催され、3月17日には、「アジアにおける法整備支援の課題と展望」をテーマとして法整備支援連絡会の開催を予定しております。このように年度内に様々な研修やシンポジウムなどが目白押しであり、担当教官、専門官は、日夜準備作業に追われております。

私が、国際協力部の行っている法整備支援活動に携わってから早いもので、2年近くが経とうとしておりますが、法整備支援は、成果が現れるのに時間がかかり、なかなか目に見える形では現れにくいものです。また、その波及効果の範囲までとなると特定するのは不可能ではないかと思いますが、私は、国際協力部の行っている司法制度や一国の基本法である民法などへの支援が、数年後、数十年後にどのような形で現れているかが非常に楽しみであり、今後とも見守っていきたいと思っています。

国際協力専門官 松村幸治